

第65回 定時株主総会 招集ご通知

平成27年4月1日～平成28年3月31日

日時

平成28年6月28日（火曜日）午前10時

場所

東京都新宿区西落合1丁目31番4号
当社1号館4階ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により、平成28年6月27日（月曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

日本光電工業株式会社

証券コード：6849

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第65回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 5 |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 | |
| 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 | |
| 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 | |
| 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件 | |
| 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 | |
| 第8号議案 当社株式の大量買付行為に対する対応方針の更新の件 | |
| （添付書類） | |
| 事業報告 | 40 |
| 連結計算書類 | 65 |
| 計算書類 | 68 |
| 監査報告書 | 71 |

株 主 各 位

東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

代表取締役
会長兼CEO 鈴木文雄

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（3頁～4頁）をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご投函くださるか、インターネット等の電磁的方法により平成28年6月27日（月曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西落合1丁目31番4号
当社1号館4階ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
- 第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案** 当社株式の大量買付行為に対する対応方針の更新の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nihonkohden.co.jp/ir/info/soukai.html>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nihonkohden.co.jp/ir/info/soukai.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役がそれぞれ会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部です。

# 議 決 権 行 使 の ご 案 内

## 株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時：平成28年6月28日（火曜日）午前10時

場 所：当社1号館4階ホール（会場についての詳細は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

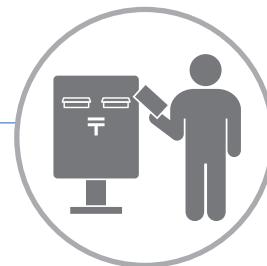


**株主総会に当日ご出席いただけない方は、  
郵送またはインターネットでご行使ください。** ※携帯電話からの行使も可能です。



## 郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。



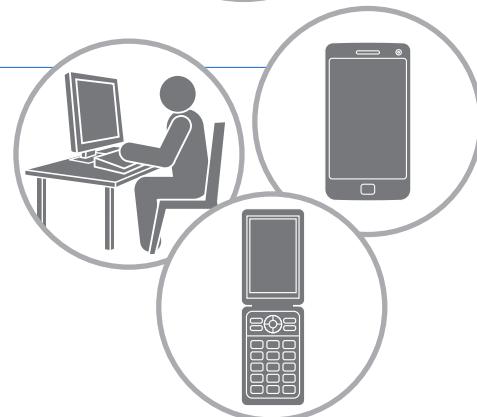
## インターネットで議決権を行使される場合

パソコン、スマートフォン、タブレット端末または携帯電話から議決権行使ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、下記の行使期限までに賛否をご入力ください。

**インターネットでサイトへアクセス <http://www.web54.net>**

◎バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



**議決権行使期限 平成28年6月27日(月曜日) 午後5時10分まで**

## インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点について

**1** インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。

(議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますのでご注意ください。

携帯電話を用いる場合は、①iモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイのサービスが利用可能であるとともに、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種でご利用できます。なお、ご利用に際しては、上記のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL (<http://www.web54.net>) を直接入力してアクセスしてください。

※iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

**2** インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成28年6月27日(月曜日)午後5時10分までに行使されるようお願いいたします。

**3** インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

**4** インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。

**5** 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については株主様のご負担となります。

## インターネットによる議決権行使でご不明な場合

■ インターネットによる議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート**  
**専用ダイヤル 0120 (652) 031 (9:00~21:00)**

■ その他のご照会については、下記にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

**三井住友信託銀行 証券代行事務センター**  
**電話 0120 (782) 031 (土日休日を除く 9:00~17:00)**

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

■ 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

利益の配分につきましては、研究開発や設備投資、M&A、人材育成など将来の企業成長に必要な内部留保の確保に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としています。

本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額 1,541,843,046円

注) 中間配当(1株につき金17円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金35円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 7,500,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 7,500,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(変更部分は下線      で示します。)

| 現 行 定 款                                                                                      | 変 更 案                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1章 総 則</b>                                                                               | <b>第1章 総 則</b>                                                                                     |
| <b>第1条～第3条</b> (条文省略)                                                                        | <b>第1条～第3条</b> (現行どおり)                                                                             |
| (機 関)                                                                                        | (機 関)                                                                                              |
| <b>第4条</b> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) 会計監査人 | <b>第4条</b> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>(3) <u>会計監査人</u> |
| <b>第5条～第18条</b> (条文省略)                                                                       | <b>第5条～第18条</b> (現行どおり)                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p><b>(員 数)</b><br/> <b>第19条</b> 当社の取締役は、12名以内とする。<br/> <br/> (新設)</p> <p><b>(選任方法)</b><br/> <b>第20条</b> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。<br/> (新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p><b>(員 数)</b><br/> <b>第19条</b> 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、12名以内とする。<br/> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p><b>(選任方法)</b><br/> <b>第20条</b> 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(任 期)</b><br/> <b>第21条</b> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><b>(代表取締役)</b><br/> <b>第22条</b> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><b>第23条</b> (条文省略)</p> <p><b>(取締役会の招集通知)</b><br/> <b>第24条</b> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p><b>(任 期)</b><br/> <b>第21条</b> 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><b>(代表取締役)</b><br/> <b>第22条</b> 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p><b>第23条</b> (現行どおり)</p> <p><b>(取締役会の招集通知)</b><br/> <b>第24条</b> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><b>(重要な業務執行の決定の委任)</b><br/> <b>第25条</b> 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>第25条～第26条</b> (条文省略)</p> <p><b>(取締役の報酬等)</b></p> <p><b>第27条</b> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><b>第28条</b> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p><b>(員 数)</b></p> <p><b>第29条</b> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><b>(選任方法)</b></p> <p><b>第30条</b> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</li> <li>3. 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</li> <li>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</li> </ol> | <p><b>第26条～第27条</b> (現行どおり)</p> <p><b>(取締役の報酬等)</b></p> <p><b>第28条</b> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p><b>第29条</b> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(任 期)</b><br/> <b>第31条</b> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><b>(常勤の監査役)</b><br/> <b>第32条</b> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><b>(監査役会の招集通知)</b><br/> <b>第33条</b> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><b>(監査役会規定)</b><br/> <b>第34条</b> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p> <p><b>(監査役の報酬等)</b><br/> <b>第35条</b> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(削除)</p> <p><b>(常勤の監査等委員)</b><br/> <b>第30条</b> <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p><b>(監査等委員会の招集通知)</b><br/> <b>第31条</b> <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</u> <p><b>(監査等委員会規定)</b><br/> <b>第32条</b> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規定</u>による。</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(監査役の責任免除)</b></p> <p><b>第36条</b> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 計 算</b></p> <p><b>第37条～第40条</b> （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）<br/>（新設）</p> | <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 計 算</b></p> <p><b>第33条～第36条</b> （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><b>附則</b></p> <p><b>(監査役の責任免除に関する経過措置)</b></p> <p><b>第1条</b> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第65回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものものといたします。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1

再任

すずき  
鈴木ふみお  
文雄

(昭和23年11月3日生)



所有する当社の株式の数  
79,300株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和48年4月 当社入社  
平成6年4月 日本光電アメリカ(株)取締役社長  
平成10年4月 当社経営企画室長  
平成11年4月 当社人事部長  
平成11年6月 当社取締役  
平成15年6月 当社常務取締役  
平成17年4月 当社システム事業本部長  
平成18年4月 当社医療機器技術センタ所長  
平成19年4月 当社総務人事部長  
平成19年6月 当社取締役 専務執行役員  
平成20年6月 当社代表取締役 社長執行役員  
平成27年6月 当社代表取締役 会長兼CEO（現在）

#### 取締役候補者とした理由等

鈴木文雄氏は、当社およびグループ会社において海外子会社の社長、経営企画、人事の責任者を歴任する等、豊富な経験と実績を有しています。平成20年から平成27年まで社長、平成27年からは会長兼CEOとして当社経営を担い、中期経営計画「Strong Growth 2017」の推進により企業価値の向上に注力するとともに、コーポレートガバナンスのさらなる向上に努めています。その経営者としての豊富な経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者として推薦いたしました。

候補者番号

2

再任

おぎの  
荻野

ひろかず  
博一

(昭和45年5月28日生)



所有する当社の株式の数  
15,900株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成7年4月 当社入社  
平成19年4月 日本光電ヨーロッパ(有)社長  
平成23年4月 当社マーケティング戦略部長  
平成23年6月 当社執行役員  
平成24年6月 当社取締役  
平成24年6月 当社上席執行役員  
平成25年4月 当社海外事業本部長  
平成25年6月 当社常務執行役員  
平成25年10月 日本光電アメリカ(株)CEO  
平成27年6月 当社代表取締役 社長兼COO (現在)

#### 取締役候補者とした理由等

荻野博一氏は、当社およびグループ会社において海外子会社の社長、マーケティング戦略、海外事業の責任者を歴任する等、豊富な経験と実績を有しています。平成27年からは社長兼COOとして当社経営を担い、中期経営計画「Strong Growth 2017」の推進により企業価値の向上に注力しています。その海外事業での経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

再任

あいだ  
会田

ひろし  
洋志

(昭和27年10月8日生)



所有する当社の株式の数  
23,400株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和48年4月 当社入社  
平成17年4月 当社商品事業本部副本部長  
平成19年6月 当社商品事業本部長 (現在)  
平成19年6月 当社執行役員  
平成23年6月 当社取締役 (現在)  
平成23年6月 当社上席執行役員  
平成27年6月 当社専務執行役員 (現在)

#### 取締役候補者とした理由等

会田洋志氏は、主に国内外メーカーからの商品導入事業に従事し、現在は商品事業本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

再任

つかはら  
塚原

よしと  
義人

(昭和27年12月25日生)



所有する当社の株式の数  
17,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 7月 当社入社  
平成11年 4月 日本光電北関東(株)代表取締役社長  
平成14年 4月 日本光電メビコ東販売(株)代表取締役社長  
平成15年 4月 日本光電東京(株)代表取締役社長  
平成19年 6月 当社執行役員  
平成20年 6月 当社取締役（現在）  
平成20年 6月 当社上席執行役員  
平成23年 4月 当社営業本部長  
平成25年 6月 当社常務執行役員（現在）  
平成26年 4月 当社ウェルケア事業推進部長  
平成28年 4月 当社リレーションビジネス推進部長（現在）

取締役候補者とした理由等

塚原義人氏は、当社およびグループ会社において、国内子会社の社長、国内営業の責任者を経て、現在はリレーションビジネス推進部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

再任

たむら  
田村

たかし  
隆司

(昭和34年 3月22日生)



所有する当社の株式の数  
18,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 当社入社  
平成15年 4月 日本光電関西(株)代表取締役社長  
平成19年 4月 当社営業本部長  
平成19年 6月 当社執行役員  
平成20年 6月 当社取締役（現在）  
平成20年 6月 当社上席執行役員  
平成23年 4月 当社海外事業本部長  
平成25年 4月 当社サービス事業本部長  
平成26年 4月 当社カスタマーサービス本部長  
平成27年 6月 当社常務執行役員（現在）  
平成28年 4月 当社営業本部長（現在）  
[カスタマーサービス担当]

取締役候補者とした理由等

田村隆司氏は、当社およびグループ会社において国内子会社の社長、海外事業、サービス事業の責任者を経て、現在は営業本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

再任

は せ が わ た だ し  
長谷川 正

(昭和34年6月17日生)



所有する当社の株式の数  
1,900株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月 (株)埼玉銀行入行  
平成21年6月 (株)埼玉りそな銀行執行役員  
平成23年6月 同行常務執行役員  
平成25年6月 同行取締役兼常務執行役員  
平成26年3月 同行取締役兼常務執行役員退任  
平成26年4月 当社入社、人事部理事  
平成26年6月 当社上席執行役員  
平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在)  
[経理・法務・人事担当]

#### 取締役候補者とした理由等

長谷川正氏は、金融機関における豊富な経験から財務および会計に関する知見を有しており、当社入社後は、内部監査担当を経て、現在は経理・法務・人事担当役員を務めています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

7

再任

や な ぎ は ら か ず て る  
柳原 一照

(昭和32年1月22日生)



所有する当社の株式の数  
4,200株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月 当社入社  
平成21年4月 当社医療機器技術センタ副所長  
平成23年4月 当社技術推進センタ所長  
平成23年6月 当社医療機器技術センタ副所長  
平成24年4月 当社医療機器技術センタ所長  
平成24年6月 当社執行役員  
平成26年4月 当社技術戦略本部長 (現在)  
平成26年6月 当社上席執行役員 (現在)  
平成27年6月 当社取締役 (現在)

#### 取締役候補者とした理由等

柳原一照氏は、主に製品開発に従事し、現在は技術戦略本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

8

再任

ひろせ  
広瀬

ふみお  
文男

(昭和35年3月2日生)



所有する当社の株式の数  
5,600株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和57年4月 当社入社  
平成15年4月 日本光電中四国(株)代表取締役社長  
平成18年4月 当社グローバルマーケティングチーフマネージャ  
平成21年4月 当社経営企画室長  
平成21年6月 当社執行役員  
平成25年4月 当社呼吸器・麻酔器事業本部長（現在）  
平成25年6月 当社上席執行役員（現在）  
平成27年6月 当社取締役（現在）  
[経営戦略担当]

**取締役候補者とした理由等**

広瀬文男氏は、当社およびグループ会社において国内子会社の社長、マーケティング、経営企画の責任者を経て、現在は呼吸器・麻酔器事業本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

9

再任

やまうち  
山内

まさや  
雅哉

(昭和35年3月20日生)

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式の数  
0株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和63年4月 弁護士登録（東京弁護士会）  
平成5年9月 中川・山内法律事務所開設  
平成13年8月 ひびき総合法律事務所に統合（現在）  
平成22年6月 当社取締役（現在）

**社外取締役候補者とした理由等**

山内雅哉氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 山内雅哉氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- (2) 当社は山内雅哉氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (3) 山内雅哉氏は、東京証券取引所の定める独立性の条件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。



### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 昭和61年 4月 慶應義塾大学理工学部電気工学科助教授  
 平成 5年 4月 慶應義塾大学理工学部電気工学科（現電子工学科）教授  
 平成24年 6月 当社取締役（現在）  
 平成25年 4月 慶應義塾大学名誉教授（現在）

### 所有する当社の株式の数

0株

### ■社外取締役候補者とした理由等

小原 實氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 小原 實氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、電子工学、医療工学等を専門とする大学教授としての知見・経験等を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (2) 当社は小原 實氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (3) 小原 實氏は、東京証券取引所の定める独立性の条件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. [ ] 内は当社における現在の担当を表示しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1

新任

いくた  
生田かずひこ  
一彦

(昭和31年5月29日生)



### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月 当社入社  
 平成18年4月 当社管理統括部経理部長  
 平成21年4月 当社経理部長  
 平成21年6月 当社執行役員  
 平成25年6月 当社上席執行役員（現在）  
 [コーポレートガバナンス担当]

### 所有する当社の株式の数

13,600株

### ■ 監査等委員である取締役候補者とした理由等

生田一彦氏は、主に財務・会計関連業務、情報システム関連業務に従事し、経理部長を経て、現在はコーポレートガバナンス担当役員を務めており、当社における豊富な業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。その経験や知見を活かすことにより、業務を執行しない取締役の立場からの経営の監査・監督が期待できるため、監査等委員である取締役候補者となりました。



### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年6月 税理士登録  
 昭和54年3月 公認会計士登録  
 昭和54年8月 河村会計税務事務所入所（現在）  
 平成22年6月 当社監査役（現在）

### 所有する当社の株式の数

0株

### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

河村雅博氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 河村雅博氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士および税理士としての財務および会計に関する豊富な知識・経験等を活かしていただくことにより、独立した立場からの経営の監査・監督が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
- (2) 河村雅博氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。なお、同氏は、社外監査役として、当社との間で同様の契約を締結しております。
- (3) 河村雅博氏は、平成28年6月開催の大都魚類(株)定時株主総会日付で同社社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。同社と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (4) 河村雅博氏は、東京証券取引所の定める独立性の条件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。

候補者番号  
3

新任

かわつはら しげる  
川津原 茂

(昭和27年2月14日生)

社外取締役候補者

独立役員



## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年4月 東光(株)入社  
 平成14年4月 同社営業本部第一営業部長  
 平成16年4月 同社営業センター長  
 平成17年6月 同社取締役営業センター長  
 平成20年4月 同社代表取締役社長  
 平成26年5月 同社代表取締役会長  
 平成27年3月 同社常任顧問  
 平成28年4月 同社非常勤顧問（現在）

所有する当社の株式の数  
0株

## ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

川津原茂氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 川津原茂氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、独立した立場からの経営の監査・監督が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。
- (2) 川津原茂氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 川津原茂氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. [ ] 内は当社における現在の担当を表示しております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

また、本議案につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

もりわき すみお  
**森脇 純夫** (昭和32年3月3日生)

社外取締役候補者

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|         |                              |         |               |
|---------|------------------------------|---------|---------------|
| 昭和56年4月 | 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>石井法律事務所入所 | 平成19年6月 | 当社独立委員会委員（現在） |
| 平成3年4月  | 石井法律事務所パートナー（現在）             | 平成23年6月 | 当社補欠監査役（現在）   |

所有する当社の株式の数 0株

### ■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

森脇純夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。

- (1) 森脇純夫氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な実務経験に基づく専門知識と識見を活かしていただくことにより、独立した立場からの経営の監査・監督が期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。
- (2) 森脇純夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 森脇純夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会において年額4億円以内にご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）の報酬額を、年額4億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額8千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものものといたします。

## 第8号議案 当社株式の大量買付行為に対する対応方針の更新の件

当社は、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、当社株式の大量買付行為に対する対応方針（以下「旧基本ルール」といいます。）を導入し、平成22年6月29日開催の第59回定時株主総会および平成25年6月26日開催の第62回定時株主総会において、旧基本ルールの一部改定と継続をご承認頂いていますが、旧基本ルールの有効期間は、本総会終結の時をもって満了することとなります。

この旧基本ルールの有効期間満了に先立ち、当社は、平成28年5月10日開催の当社取締役会において、本総会において承認可決されることを条件として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧基本ルールを更新することを決定いたしました（以下更新後の対応策を「本基本ルール」といいます。）。本議案は、当社株式の大量買付行為に対する対応方針の更新について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本基本ルールの有効期間は、旧基本ルールの有効期間の満了時から本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までといたします。

この更新にあたり、独立委員会委員を一部変更したほか、本基本ルールの概要の説明を加え、その他表現の追加等の軽微な修正を行っていますが、本基本ルールのスキーム等の内容には、旧基本ルールからの変更はありません。

### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えており、大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明らかな侵害をもたらすもの、株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社取締役会や株主の皆様ごに十分な情報や検討時間を与えないもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大

量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## II. 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取り組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和26年の創立以来、「エレクトロニクスで病魔に挑戦」をモットーに、医用電子機器のトップメーカーとして数々の優れた医療機器を世界中の医療機関に提供してきました。当社が最先端技術を駆使して開発・提供する医療機器は、脳波計や心電計などの検査機器、生体情報モニタ、除細動器、AEDなどの治療機器、健康増進や在宅医療関連機器等、幅広い分野にわたります。

医療機器事業においては、医療現場に密着してお客様である医師・看護師・技師の方々や患者様のニーズを把握し、ユーザオリエンテッドに徹した商品をタイムリーに開発・提供し続けることが不可欠です。同時に、医療機器は人命に直結するものであるため、優れた品質と高い安全性、安心して使い続けていただくためのサービス・サポート体制が求められます。

当社の企業価値の源泉は、主に「医療現場に根ざした技術開発力」「国内外の良好な顧客基盤」「高品質の商品・サービスとそれを支える開発・生産・販売・サービス陣」「長年にわたって培ってきたブランド力」等にあると考えています。

当社は、創立以来蓄積された専門的な知識・ノウハウや豊富な経験を継承するとともに、産官学連携等を通じて築かれた国内外のお客様との良好な協力関係を維持することによって、技術開発力の強化を図り、国際競争力のある付加価値の高い商品の提供に努めてきました。また、当社は、世界中のお客様、患者様に満足いただける製品づくりのために品質を最も重視しており、当社商品・サービスの品質の高さは国内外で評価されています。こうして長年の事業活動を通じて培ったお客様、取引先、その他の関係者の皆様からの信頼は、「日本光電」ブランドとして何物にも替えがたい当社の貴重な財産となっています。

### 2. 企業価値向上への取り組み

#### (1) 経営理念および中長期的な経営戦略

当社は、医用電子機器専門メーカーとして、『病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に社員の豊かな生活を創造する』ことを経営理念としています。この経営理念のもと、これに適った事業活動を永続的に展開していくことで、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指しています。

当社は、2010年に10年後のあるべき姿として長期ビジョンThe CHANGE 2020 -The Global Leader of Medical Solutions-を策定し、目指すべき将来像として①世界初の革新的技術の確立、②

世界最高品質の確立、③グローバルシェアNo.1の獲得、を掲げています。また、2020年3月期の数値目標として、売上高2,000億円以上、営業利益250億円以上、海外売上高比率35%以上を目指しています。

現在、長期ビジョンの実現に向けて、4カ年中期経営計画「Strong Growth 2017」を推進中であり、政府が描く2025年の将来像に向けた医療・介護機能再編下での国内事業の持続的成長、今後も市場拡大が見込まれる海外での飛躍的成長を目指し、下記の6つの重要課題に積極的に取り組むとともに、成長を確実にするための基盤固めを行っています。

a. 世界トップクオリティの追求

世界中のお客様から日本光電の製品、販売・サービスはトップクオリティと認められ、のちのちまで満足いただけるよう、開発・設計、生産、物流、販売、サービスを含むグループ全部門の全ての活動における品質を確保し、医療機器メーカーとしての信頼を高めていきます。

b. 技術開発力の強化

医療現場のニーズに迅速・柔軟に対応できる開発体制を構築するとともに、国内外で産官学連携、企業連携を推進し、当社の強みである技術開発のさらなる強化とスピードアップを図ります。

c. 地域別事業展開の強化

海外での飛躍的成長を目指し、米州、欧州、アジア州における事業展開を強化します。特に、日本、アメリカ、BRICsを含む新興国市場の事業展開強化に重点的に取り組みます。

d. コア事業のさらなる成長

グローバルシェア拡大と安定収益確保のため、国内外においてコア事業のさらなる成長を目指します。

e. 新規事業の創造

医療の安全・安心に貢献する、生活習慣病、認知症などの疾病や難治性疾患に挑戦する、地域包括ケアシステムなどのニーズに対応するといった視点から、自社開発、アライアンス、M&Aを積極的に推進し、将来のコア事業となりうる新規事業を創造していきます。

f. 企業体質の強化

事業環境の変化に適応し、医療機器で世界のリーディングカンパニーとして変革していくため、「グローバル化」「効率性・収益性」「スピード」を追求した筋肉質な企業体質の実現を図るとともに、持続的発展に向けたCSR、人材育成の取り組みを強化します。

今後も、医療現場に根ざした技術開発でヘルスケアの課題に挑戦し、お客様に安全と安心をご提供し続けることで、社会に貢献するとともに企業価値・株主共同の利益の向上に努める所存です。

## (2) 目標とする経営指標

当社は、企業価値・株主価値増大に向けて連結ROE（連結自己資本当期純利益率）の向上を基本的な目標としており、中期経営計画「Strong Growth 2017」において、13.5%の水準を確保することを目標としています。

中期経営計画の推進による売上、利益の成長を最優先としつつ、在庫圧縮など資産効率の改善、株主還元の充実により、経営指標の達成を目指します。

（ご参考）ROE（連結自己資本当期純利益率）の推移

| 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 |
|--------|--------|--------|
| 15.0%  | 11.9%  | 10.7%  |

## 3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営理念の実現に向け、商品、サービス、技術、財務体質や人財などすべてにおいて、お客様はもとより、株主の皆様、取引先、社会から認められる企業として成長し、信頼を確立することを経営の基本方針としています。この経営の基本方針および当社グループの中長期的な企業価値の向上のため、経営の健全性・透明性・効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えています。

コーポレート・ガバナンス強化の一環として、経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担う体制としているほか、独立性の高い社外取締役2名を選任し、取締役会における経営監督機能の強化を図っています。また、監督機能の強化、経営の健全性・透明性の向上、経営の意思決定の迅速化を図るため、本総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。併せて、経営の透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置する予定です。

## III. 本基本ルールの目的および内容

### 1. 本基本ルールの目的

本基本ルールは、上記Ⅰに述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。

当社株式の大量買付行為が行われる場合の процедуруを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提示したり、大量買付者との交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。平成28

年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「事業報告」52頁のとおりです。

## 2. 本基本ルールの内容

### (1) 本基本ルールの概要

本基本ルールの手続の概要をまとめたフローチャートは別紙(1)のとおりですが、その他の概要は次のとおりです。

| 有効期間 | 対象となる保有割合 | 検討期間                        | 検討主体         | 発動の決定                                 | 株主意思確認総会          | 対抗措置            |
|------|-----------|-----------------------------|--------------|---------------------------------------|-------------------|-----------------|
| 3年   | 20%       | 対価が現金のみ<br>60日間、<br>その他90日間 | 独立委員会が<br>主導 | 独立委員会の<br>勧告を最大限<br>尊重して取締役<br>役会にて決議 | 独立委員会の<br>勧告により開催 | 新株予約権の<br>無償割当て |

### (2) 対象となる買付行為

本基本ルールが対象とする買付行為は、次のaもしくはbに該当する買付行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下、このような行為を「大量買付行為」、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といい、当該大量買付者と金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第27条の2第7項に規定する特別関係者に該当する者を合わせて「大量買付者グループ」といいます。）とします。

- a. 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者およびその共同保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付その他一切の行為
- b. 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付者（注5）およびその特別関係者（注6）の株券等所有割合（注7）の合計が20%以上となる公開買付け（注8）

大量買付者グループは、本基本ルールに定められる手続に従うものとし、本基本ルールに従い当社取締役会が対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議（下記(6)）を行うまでは、大量買付行為を開始することはできないものとします。

(注1) 株券等とは、金商法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(注2) 保有者とは、金商法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含み、共同保有者とは、同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

(注3) 株券等保有割合とは、金商法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

(注4) 株券等とは、金商法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

(注5) 公開買付者とは、金商法第27条の2第1項本文に規定する公開買付を行う者をいいます。

- (注6) 特別関係者とは、金商法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。  
(注7) 株券等所有割合とは、金商法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。  
(注8) 公開買付けとは、金商法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

### (3) 買付意向表明書の提出

- a. 大量買付者グループは、大量買付行為を行う前に、下記必要情報を記載した大量買付提案書、および当該大量買付者グループが本基本ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、大量買付提案書と併せて「買付意向表明書」といいます。）を、当社取締役会に提出しなければなりません。なお、買付意向表明書および次のcに該当する追加情報における使用言語は日本語に限ります。
- ① 大量買付者グループの概要（名称、所在地、設立準拠法、株主構成、国内連絡先、事業内容、財務内容等）
  - ② 大量買付行為の目的、方法および内容
  - ③ 当社株券等買付価格およびその算定根拠
  - ④ 買付資金の裏付け、借り入れの場合にはその借入先および返済計画
  - ⑤ 買付対価が現金以外の場合、その内容および評価に関する事項
  - ⑥ 大量買付行為完了後の当社に対する経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等
  - ⑦ 大量買付行為完了後の当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等
  - ⑧ その他、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断した事項
- b. 大量買付行為の提案があったこと、および当社取締役会に提出された買付意向表明書記載の情報は、当社取締役会の判断で、適時適切に情報開示を行います。
- c. 当社取締役会は、買付意向表明書を受領後直ちに独立委員会に送付します。当社取締役会および独立委員会は、買付意向表明書記載の内容が不十分・不明確と判断した場合は、（独立委員会の場合は直接または当社取締役会を通じて、）大量買付者グループに対して、適宜回答期限を定めた上、合理的な範囲内で追加情報の提供依頼を行うことがあります。追加情報の提供依頼は、必要かつ十分な情報が提供されるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限は、買付意向表明書を受領した日から起算して60日を超えないものとします。また、当社取締役会および独立委員会が追加情報の提供依頼をしたにもかかわらず、大量買付者グループから当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会および独立委員会が求める必要情報が全て揃わなくても、大量買付者グループとの情報提供に係る交渉を終了し、下記(4)の独立委員会による検討を開始する場合があります。

(4) 独立委員会による検討

- a. 当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況や対抗措置発動の可否に関する判断の公正性を確保するために、当社は取締役会決議により、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社社外取締役および社外有識者の中から当社取締役会が指名する3名以上の独立委員で構成するものとします（独立委員会の概要につきましては別紙(3)、独立委員候補者につきましては別紙(4)をご参照ください）。
- b. 当社取締役会は、大量買付行為またはその提案があった場合、速やかに独立委員会の開催を依頼します。
- c. 独立委員会は当社取締役会の諮問機関として、買付意向表明書の内容および当社取締役会が当該大量買付行為に対する代替案を有する場合においては当社代替案について検討し、その理由を添えて、対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します。独立委員会の検討の内容につきましては、適時適切に情報開示を行います。なお、独立委員会は以下につき検討するものとします。
  - ① 大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況
  - ② 買付意向表明書に記載された内容が上記2(3)a記載の情報として必要かつ十分なものかどうかの検討
  - ③ 大量買付者グループに対する追加情報の提供依頼および聞き取り調査
  - ④ 買付意向表明書に記載された内容および追加提供情報の検討
  - ⑤ 当社代替案の内容の検討
  - ⑥ 当社取締役会による大量買付者グループとの協議・交渉結果の評価
  - ⑦ 対抗措置発動に関して株主総会招集の要否の判断
  - ⑧ 対抗措置発動の可否
  - ⑨ 対抗措置実行中止の可否
  - ⑩ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- d. 独立委員会は、買付意向表明書記載の当該大量買付提案内容と、当社取締役会の事業計画等との比較検討が必要と判断する場合には、当社取締役会に対して、独立委員会が定める合理的な期間内（60日以内とします。）に当該大量買付提案の内容に対する意見、その根拠資料および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することができるものとします。
- e. 当社取締役会は、上記に記載のとおり、独立委員会の求めに応じて情報等を提供します。また、必要に応じて、大量買付提案内容の改善のために大量買付者グループと協議・交渉を行い、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

- f. 独立委員会による検討に要する期間は、独立委員会が買付意向表明書記載の情報提供（追加的に提供を要求したのも含みます。）が十分なものであると判断し、その旨の通知を大量買付者に行った日から、大量買付提案評価の難易に応じ以下のとおりとします（以下「検討期間」といいます。）。

＜対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の大量買付提案の場合＞・・・60日間

＜その他の大量買付提案の場合＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90日間

- g. 独立委員会は、その判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、当社の費用負担により、独立の外部アドバイザー（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、学識経験者などの専門家等）からの助言を得ることが出来ます。

## (5) 独立委員会の勧告

### a. 対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、当該大量買付行為が以下の場合に該当すると判断した場合は、引き続き大量買付者グループからの情報提供や大量買付者グループとの交渉・協議等が必要である等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対し、対抗措置の発動としての新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

なお、独立委員会は、当該大量買付行為について下記②から④の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ当該対抗措置の発動に関して株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の承認を得るべき旨を勧告できるものとします。

- ① 本基本ルールを大量買付者グループが遵守しない場合（遵守するとの誓約文言を記載した書面を提出しない場合も含む）
- ② 当該大量買付行為が、以下のいずれかに該当し、当該行為が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合
  - ◆当社株券等を買占め、当該株券等について当社あるいは当社の関係者に高値で買取りを要求する場合（いわゆる「グリーンメーラー」の場合）
  - ◆当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等（知的財産権、ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含む、以下同じ。）を廉価で取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者グループの利益を実現する経営を行うような場合
  - ◆当社の資産を大量買付者グループの債務の担保や弁済原資として流用する場合
  - ◆当社の経営を一時的に支配して、当社の資産等を処分させ、その処分益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇を狙って高値で売り抜ける場合
- ③ 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を

不利に設定し、または明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。) など、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある場合

- ④ 当該大量買付行為の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針・事業計画を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な場合

b. 対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、当該大量買付行為について発動事由に該当しないと判断した場合、検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

(6) 取締役会の決議

- a. 当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うものとします。ただし、次の（7）に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うものとします。
- b. 当社取締役会は、必要に応じ、対抗措置発動後も大量買付者グループと協議・交渉を行うことがあります。その結果、大量買付者グループが大量買付行為の根幹に関する事項の変更提案を行った場合や大量買付行為を中止した場合など、当社取締役会による対抗措置発動の判断の基礎となった事項に重要な変更が生じる場合があります。そのような場合には、独立委員会の意見を求めた上で、当社は、当社取締役会決議により、対抗措置の発動を中止することがあります（その場合には、適用ある法令および金融商品取引所の規則・規程等に従って、適時適切に情報開示を行います。）。具体的には、新株予約権無償割当てを中止し、または割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。

(7) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本基本ルールに従った対抗措置の発動を行うに際して、上記(5)aに従い、独立委員会があらかじめ株主意思確認総会の承認を得るべき旨を勧告した場合には、法令等のために従い速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

(8) 情報開示

当社は、本基本ルールの運用に際しては、適用ある法令および金融商品取引所の規則・規程等に従い、本基本ルールの各手続の進捗状況（買付意向表明書が提出された事実、検討期間が開始した事実

を含みます。) または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時適切に情報開示を行います。

#### (9) 新株予約権の無償割当ての概要

本基本ルールに基づき対抗措置として行われる新株予約権の無償割当ての概要は、別紙(2)に記載のとおりとします。

#### (10) 本基本ルールの有効期間および変更・廃止

- a. 本基本ルールの有効期間は、旧基本ルールの有効期間の満了時から本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。本基本ルールを継続する場合には、再度当社株主総会にお諮りします。
- b. 本基本ルールは、本総会決議の基本的な趣旨に反しない場合には、その有効期間内であっても、各種法令や金融商品取引所の規則・規程等の改正等を踏まえ、取締役会において所要の変更・見直しを行う場合があります。また、当社株主総会にて本基本ルールを廃止する旨の議案が可決された場合、または当社取締役会により本基本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合、本基本ルールは廃止されます。当社取締役会は、本基本ルールの変更または廃止がなされた場合には、その旨およびその内容につき、適時適切に情報開示を行います。

#### (11) 法令の読み替え

本基本ルールにおいて引用する法令の規定は、平成28年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、各引用されている条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、各条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲で読み替えることができるものとします。

### IV. 株主・投資家の皆様に与える影響について

#### 1. 本基本ルール導入時の影響

本基本ルール導入時点においては、新株予約権の割当ては行われません。よって、株主・投資家の皆様に経済的な影響が生じることはない予想されます。

#### 2. 対抗措置発動時の影響

本基本ルールに定める手続を踏まえ、当社取締役会が株主共同の利益を守るために、対抗措置を発

動した場合、当社取締役会が別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式1株に対して新株予約権が1個無償で割当てられます。この新株予約権を行使するためには所定の期間内に付与された新株予約権の個数×1円の払込みのほか、所定の手続きが必要となります。仮に、株主の皆様が、所定の期間内にその手続きを行わなければ、その保有する株式が希釈化することとなります。ただし、取得条項付新株予約権を割当ての場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株が割当てられますので、株主の皆様からの払込みは必要なく、その保有する株式も希釈化しません。

### 3. 対抗措置実行中止時の影響

当社が、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## V. 本基本ルール of 合理性

### 1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本基本ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性の原則」）を充たしています。

### 2. 株主意思の尊重

本基本ルールは、本総会におけるご承認を条件として導入されます。また、当社取締役の任期は1年となっていますので（本総会で監査等委員会設置会社への移行が承認された場合、監査等委員である取締役は2年）、毎年の取締役の選任を通じて、本基本ルールについての株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。さらに、導入後も、当社株主総会において本基本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本ルールはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

### 3. 取締役会の恣意的判断の排除

当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況や対抗措置発動の可否に関する判断の公正性を確保するために、当社は取締役会決議により、独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動に関する決議を行

います。また、対抗措置の発動を行うに際してあらかじめ株主意思確認総会の承認を得るべき旨を独立委員会が勧告した場合には、取締役会は株主意思確認総会の決議に従います。

独立委員会の検討の内容については株主の皆様の開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する仕組みが確保されています。

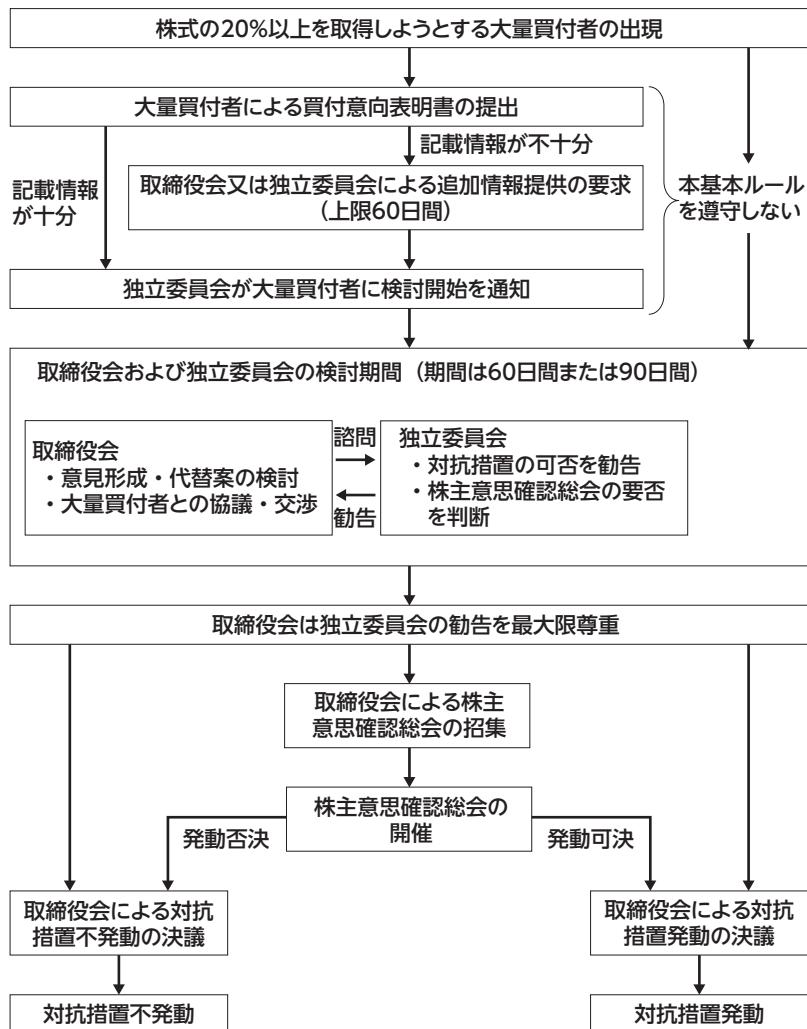
#### 4. 合理的な客観的発動条件の設定

本基本ルールにおける対抗措置は、Ⅲ2(5)aに記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件に該当した場合のみ発動されるよう設定しており、当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### 5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

当社の株券等を大量に買付けた者は、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本基本ルールを廃止することが可能であります。よって、本基本ルールはデッドハンド型買収防衛策（取締役会構成員の過半数を交代させても、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されないため、本基本ルールは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を防止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 別紙（１）当社株式の大量買付行為に対する対応方針のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本基本ルールの手続の概要を記載したものです。  
詳細につきましては本文をご参照ください。

## 別紙（２）新株予約権の概要

### 1. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行決議において当社取締役会が割当期日として定める日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式数（同日最終における当社所有の普通株式を除く。）を上限とします。

### 2. 新株予約権割当ての対象となる株主およびその割当条件

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その所有株式1株につき、1個の割当てで新株予約権を割当てます。

### 3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個につき1株とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 4. 新株予約権の発行価額

株主に対する無償割当ての方法によるため、発行価額は無償とします。

### 5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、当社普通株式1株当たり1円とします。ただし、取得条項付新株予約権を割当てると場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株を割当てるとし、払込みは不要です。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を必要とします。

### 7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の大量買付者グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、原則として、その所有する新株予約権を行使できません。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、取得条項については、上記7の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがあります。

## 別紙（３）独立委員会の概要

1. 独立委員会は、3名以上の独立委員で構成するものとします。独立委員は、当社取締役会が当社社外取締役および社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、経営経験豊富な会社経営者、投資銀行業務に精通する者等）の中から指名し、独立委員に就任する者は以下の①～⑤のいずれにも該当しないものとします。また、独立委員会の委員長は独立委員の互選により選任するものとします。
  - ① 当社の大株主（発行済株式総数の5%超）、若しくは当該大株主と金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者に該当する者、またはそれらの者の利益を代表する者（大株主のアドバイザー、役職員等）
  - ② 当社のグループ会社（グループ会社とは、当社が議決権の過半数を有する会社をいい、当社の子会社または孫会社が議決権の過半数を有する会社を含みます。）の取締役もしくは従業員である者、またはあった者
  - ③ 当社と重要な取引関係（当社が当該会社に対して物品もしくは役務の対価として支払った金額、または当該会社が当社に対して物品もしくは役務の対価として支払った金額の合計額が年間1億円もしくは当該会社の連結売上高の2%のいずれか高い方の金額を超えている）がある会社、または過去3年以内にあった会社の取締役、執行役もしくは従業員
  - ④ 当社のアドバイザー（顧問弁護士や経営コンサルタントなどをいい、社外取締役は含みません。）として、高額（年間1千万円以上）の報酬を受取っている者、または過去3年以内に受取ったことがある者
  - ⑤ ①～④のいずれかに該当する者の近親者（2親等以内の親族または同居親族）
2. 独立委員の任期は3年とし、再任を妨げないものとします。
3. 独立委員会は、買付意向表明書の内容および当社取締役会が当該大量買付行為に対する代替案を有する場合においては当社代替案について検討し、その理由を添えて、対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します。なお、独立委員会は以下につき検討するものとします。
  - ① 大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況
  - ② 買付意向表明書に記載された内容が必要かつ十分なものであるかどうかの検討
  - ③ 大量買付者グループに対する追加情報の提供依頼および聞き取り調査
  - ④ 買付意向表明書に記載された内容および追加提供情報の検討
  - ⑤ 当社代替案の内容の検討
  - ⑥ 当社取締役会による大量買付者グループとの協議・交渉結果の評価
  - ⑦ 対抗措置発動に関して株主総会招集の要否の判断
  - ⑧ 対抗措置発動の可否
  - ⑨ 対抗措置実行中止の可否

- ⑩ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
4. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員が全員出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。ただし、止むを得ない事由があるときは、独立委員会の当該決議において議決権を有する委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことが出来ることとします。

#### 別紙（４）独立委員候補者の略歴

山内 雅哉 （やまうち・まさや）

##### 【略歴】

昭和35年生まれ

昭和63年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）  
平成 5年 9月 中川・山内法律事務所開設  
平成13年 8月 ひびき綜合法律事務所に統合（現在）  
平成22年 6月 当社取締役（現在）  
平成22年 6月 当社独立委員（現在）

山内雅哉氏は現在当社の社外取締役で、本総会における社外取締役候補者（再任）です。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の条件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

小原 實 （おばら・みのる）

##### 【略歴】

昭和22年生まれ

昭和61年 4月 慶應義塾大学理工学部電気工学科助教授  
平成 5年 4月 慶應義塾大学理工学部電気工学科（現電子工学科）教授  
平成24年 6月 当社取締役（現在）  
平成25年 4月 慶應義塾大学名誉教授（現在）  
平成25年 6月 当社独立委員（現在）

小原實氏は現在当社の社外取締役で、本総会における社外取締役候補者（再任）です。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の条件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

河村 雅博 (かわむら・まさひろ)

【略歴】

昭和24年生まれ

昭和52年 6月 税理士登録  
昭和54年 3月 公認会計士登録  
昭和54年 8月 河村会計税務事務所入所 (現在)  
平成22年 6月 当社監査役 (現在)  
平成22年 6月 当社独立委員 (現在)

河村雅博氏は現在当社の社外監査役で、本総会における社外取締役 (監査等委員) 候補者です。  
同氏は、東京証券取引所の定める独立性の条件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。  
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

川津原 茂 (かわつはら・しげる)

【略歴】

昭和27年生まれ

昭和50年 4月 東光(株)入社  
平成14年 4月 同社営業本部第一営業部長  
平成16年 4月 同社営業センター長  
平成17年 6月 同社取締役営業センター長  
平成20年 4月 同社代表取締役社長  
平成26年 5月 同社代表取締役会長  
平成27年 3月 同社常任顧問  
平成28年 4月 同社非常勤顧問 (現在)

川津原茂氏は当社の本総会における社外取締役 (監査等委員) 候補者です。  
同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出る予定であります。  
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

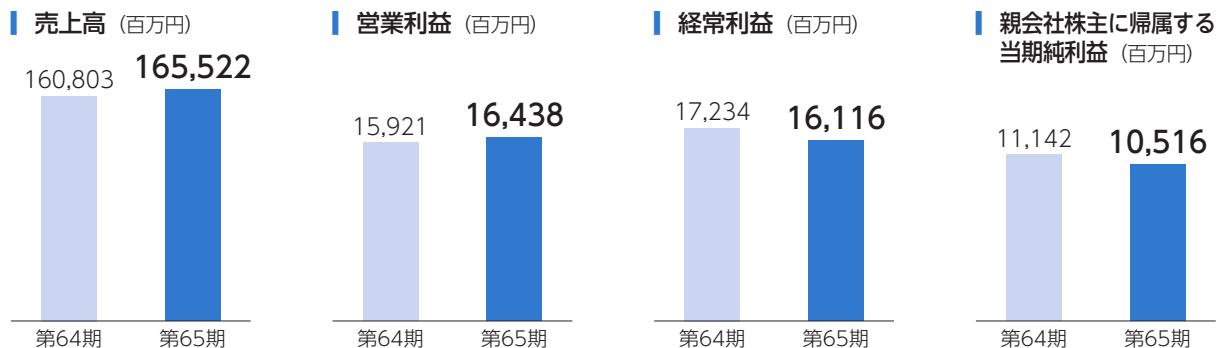
当期における当社グループを取り巻く事業環境は、国内では、平成26年度診療報酬改定や病床機能報告制度導入に続き、昨年3月に地域医療構想策定ガイドラインが公表されるなど、平成37年の医療・介護の将来像の実現に向けた医療制度改革が推進されています。医療機器業界は、医療の機能分化や地域医療連携の取り組み状況が医療経営に影響する中、環境変化に伴う医療機関のニーズを的確に捉え、迅速な対応が求められる経営環境となりました。海外では、医療機器の需要は、一部地域で景気減速懸念や政情不安はあるものの、欧米先進国、新興国ともに総じて堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、4カ年中期経営計画「Strong Growth 2017」を推進し、「技術開発力の強化」、「地域別事業展開の強化」、「コア事業のさらなる成長」などの重要課題に取り組みました。商品面では、小型軽量のAEDや救急車搭載用の除細動器を発売したほか、検体検査分野の新たな領域として高DNA量測定装置を発売しました。また、米国において手術中の神経機能をモニタリングする神経機能検査装置や自動心臓マッサージ装置を先行発売しました。さらに、米国に人工呼吸器の開発拠点、メキシコに販売拠点を設立するなど、海外での事業基盤の強化を図りました。

これらの結果、当期の売上高は前期比2.9%増の1,655億2千2百万円となりました。利益面では、増収効果に加え、自社生産品の販売強化などにより売上総利益率が改善したことから、営業利益は前期比3.3%増の164億3千8百万円となりました。一方、為替差損益が差損に転じたため、経常利益は前期比6.5%減の161億1千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比5.6%減の105億1千6百万円となりました。

第1表 売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益

| 区 分             | 前 期<br>(平成27年3月期) | 当 期<br>(平成28年3月期) | 対前期増減率 |
|-----------------|-------------------|-------------------|--------|
|                 | 百万円               | 百万円               | %      |
| 売 上 高           | 160,803           | 165,522           | +2.9   |
| 営 業 利 益         | 15,921            | 16,438            | +3.3   |
| 経 常 利 益         | 17,234            | 16,116            | △6.5   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 11,142            | 10,516            | △5.6   |



### <市場別の状況>

国内市場においては、下期に入って設備投資の回復が見られた大学病院市場では生体情報モニタを中心に堅調に推移しました。また、主治医機能の充実など診療所のニーズに対応した提案や新規開業支援ビジネスの推進により、診療所市場も堅調に推移しました。一方、平成26年度診療報酬改定および消費税率引上げの影響が続く官公立病院市場での売上は前期並みにとどまり、私立病院市場も前期に急性期病棟の算定要件の厳格化に伴う需要があった反動で低調に推移しました。この結果、国内売上高は前期比0.4%減の1,219億8千9百万円となりました。

海外市場においては、現地販売・サービス体制の強化や当期から注力している消耗品の拡販が奏功し、全ての地域、全ての商品群で売上を伸ばすことが出来ました。米州では、中南米は前期並みにとどまりましたが、米国において売上が大きく伸長しました。欧州では、欧州グループ内の組織再編による販売・サービス体制の強化が奏功し、ドイツなど西欧諸国を中心に好調に推移しました。アジア州では、インド、韓国、中近東において売上が大きく伸長したほか、中国も前期実績を上回りました。この結果、海外売上高は前期比13.6%増の435億3千3百万円となりました。

第2表 市場別売上高

| 地域      | 売上高     | 対前期増減率 | 構成比   |
|---------|---------|--------|-------|
|         | 百万円     | %      | %     |
| 売上高合計   | 165,522 | +2.9   | 100.0 |
| うち国内売上高 | 121,989 | △0.4   | 73.7  |
| うち海外売上高 | 43,533  | +13.6  | 26.3  |

## (ご参考) 地域別海外売上高

| 地 域 |   | 売 上 高  | 対前期増減率 |
|-----|---|--------|--------|
|     |   | 百万円    | %      |
| 米   | 州 | 19,455 | +18.5  |
| 欧   | 州 | 8,084  | +7.9   |
| ア   | ジ | 13,877 | +10.3  |
| ア   | 州 |        |        |
| そ   | の | 2,115  | +16.6  |
|     | 他 |        |        |

## &lt;商品群別の状況&gt;

## 【生体計測機器】

国内では、脳神経系群、心電計群は前期実績を下回ったものの、心臓カテーテル検査装置群、診断情報システムが好調に推移しました。海外では、心電計群は欧州、アジア州で堅調に推移しました。脳神経系群は当期から米国現地インストール品を区分変更した影響で前期実績を下回ったものの、実質ベースでは米州、アジア州で堅調に推移しました。この結果、売上高は前期比5.5%増の392億1千8百万円となりました。

## 【生体情報モニタ】

国内では、センサ類などの消耗品や臨床情報システムは好調だったものの、ベッドサイドモニタが低調でした。海外では、欧州は前期実績を下回ったものの、米州、アジア州で売上が大幅に伸長しました。この結果、売上高は前期比3.3%増の548億2千3百万円となりました。

## 【治療機器】

国内では、A E Dは新商品効果もあり堅調に推移したものの、除細動器が低調だったほか、人工内耳も仕入先変更に伴い減収となりました。海外では、米州、欧州で除細動器が好調だったほか、A E Dも全ての地域で売上を伸ばしました。この結果、売上高は前期比4.1%増の306億1千1百万円となりました。

## 【その他】

国内では、検体検査装置は好調に推移しましたが、当期から注力している自社生産品の販売強化策により仕入品の売上が減少しました。海外では、アジア州、その他地域で血球計数器が好調に推移しました。この結果、売上高は前期比0.7%減の408億6千8百万円となりました。

なお、売上高を商品群別に分類すると次のとおりです。

第3表 商品群別売上高

| 区 分           | 売 上 高   | 対前期増減率 | 構 成 比 |
|---------------|---------|--------|-------|
|               | 百万円     | %      | %     |
| 生 体 計 測 機 器   | 39,218  | +5.5   | 23.7  |
| 生 体 情 報 モ ニ タ | 54,823  | +3.3   | 33.1  |
| 治 療 機 器       | 30,611  | +4.1   | 18.5  |
| そ の 他         | 40,868  | △0.7   | 24.7  |
| 合 計           | 165,522 | +2.9   | 100.0 |

## (2) 対処すべき課題

### ① 経営理念および中長期的な戦略

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に社員の豊かな生活を創造する」という経営理念のもと、これに適った事業活動を永続的に展開していくことで、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指しています。

平成22年には、10年後のあるべき姿として長期ビジョンThe CHANGE 2020 -The Global Leader of Medical Solutions-を策定し、目指すべき将来像として、(i) 世界初の革新的技術の確立、(ii) 世界最高品質の確立、(iii) グローバルシェアNo.1の獲得、を掲げています。また、平成32年3月期の数値目標として、売上高2,000億円以上、営業利益250億円以上、海外売上高比率35%以上を目指しています。

現在、長期ビジョンの実現に向けて、4ヵ年中期経営計画「Strong Growth 2017」を推進中であり、政府が描く平成37年の将来像に向けた医療・介護機能再編下での国内事業の持続的成長、市場拡大が見込まれる海外での飛躍的成長を目指し、下記の6つの重要課題に積極的に取り組んでいます。

#### (i) 世界トップクオリティの追求

世界中のお客様から日本光電の製品、販売・サービスはトップクオリティと認められ、のちのちまで満足いただけるよう、開発・設計、生産、物流、販売、サービスを含むグループ全部門の全ての活動における品質を確保し、医療機器メーカーとしての信頼を高めていきます。

**(ii) 技術開発力の強化**

医療現場のニーズに迅速・柔軟に対応できる開発体制を構築するとともに、国内外で産官学連携、企業連携を推進し、当社の強みである技術開発のさらなる強化とスピードアップを図ります。

**(iii) 地域別事業展開の強化**

海外での飛躍的成長を目指し、米州、欧州、アジア州における事業展開を強化します。特に、日本、アメリカ、BRICsを含む新興国市場の事業展開強化に重点的に取り組めます。

**(iv) コア事業のさらなる成長**

グローバルシェア拡大と安定収益確保のため、国内外においてコア事業のさらなる成長を目指します。

**(v) 新規事業の創造**

医療の安全・安心に貢献する、生活習慣病、認知症などの疾病や難治性疾患に挑戦する、地域包括ケアシステムなどのニーズに対応するといった視点から、自社開発、アライアンス、M&Aを積極的に推進し、将来のコア事業となりうる新規事業を創造していきます。

**(vi) 企業体質の強化**

事業環境の変化に適応し、医療機器で世界のリーディングカンパニーとして変革していくため、「グローバル化」「効率性・収益性」「スピード」を追求した筋肉質な企業体質の実現を図るとともに、持続的発展に向けたCSR、人材育成の取り組みを強化します。

**② 中期経営計画の進捗状況**

平成27年度は中期経営計画の3年目にあたりますが、群馬県富岡市に富岡生産センターを設立・稼働を開始したほか、米国に開発拠点、メキシコに販売拠点を設立するなど、事業基盤の強化を進めました。また、生体情報モニタ、治療機器を中心に競争力ある技術・製品を相次いで発売するなどコア事業の成長を図りました。しかしながら、国内市場においては、病院の設備投資が期初の想定よりも弱く、平成27年度国内売上高は期初計画を下回って前期並みにとどまりました。海外市場においても、着実に事業は拡大しているものの、一部新興国の景気減速などを受けて事業展開スピードが鈍化し、平成27年度海外売上高は計画に届きませんでした。また、平成27年度営業利益は、当期の最重要課題として取り組んだ収益改善策の成果により増益を確保したものの、売上高の計画未達に伴い、期初計画には届きませんでした。

平成28年度は中期経営計画の最終年度となりますが、引き続き6つの重要課題のもと諸施策を着実に実行していきます。なお、平成28年度の連結通期業績予想は増収増益を見込んでいるものの、平成27年度の実績および最近の事業環境の変化に鑑み、また、円高による為替換算上の目減りもあることから、平成27年5月に発表した「Strong Growth 2017」の平成28年度修正目標については残念ながら未達となる見通しです。

今後も、医療現場に根ざした技術開発でヘルスケアの課題に挑戦し、お客様に安全と安心をご提供し続けることで、社会に貢献するとともにグループの持続的な発展と企業価値の向上に努める所存です。

経営理念

病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより  
世界に貢献すると共に社員の豊かな生活を創造する

The CHANGE 2020 -The Global Leader of Medical Solutions-

2020年の目指すべき将来像

長期ビジョン  
(2010/4~2020/3)

世界初の  
革新的技術の確立

世界最高品質の  
確立

グローバルシェア  
No.1の獲得

2020年3月期の数値目標

連結売上高  
2,000億円以上

連結営業利益  
250億円以上

海外売上高比率  
35%以上

Strong Growth 2017

6つの重要課題

4カ年中期経営計画  
(2013/4~2017/3)

1. 世界トップクオリティの追求
2. 技術開発力の強化
3. 地域別事業展開の強化
4. コア事業のさらなる成長
5. 新規事業の創造
6. 企業体質の強化

経営目標値(2017年3月期)

|       | 目標値     |
|-------|---------|
| 売上高   | 1,820億円 |
| 国内売上高 | 1,300億円 |
| 海外売上高 | 520億円   |
| 営業利益  | 200億円   |
| ROE   | 13.5%   |

※平成27年5月に、4カ年中期経営計画「Strong Growth 2017」を一部見直し、平成28年度(2017年3月期)数値目標につきましても上方修正しました。

### (3) 設備投資等の状況

当期は、総額66億7千8百万円の設備投資を実施しました。主な内容は、総合技術開発センタ関連や販売促進用機器、金型、測定器、機械装置、IT機器、業務用ソフトウェアなどの取得です。

### (4) 資金調達の状況

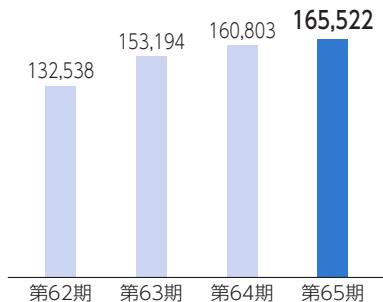
設備投資などの所要資金は、自己資金を充当しました。

### (5) 財産および損益の状況の推移

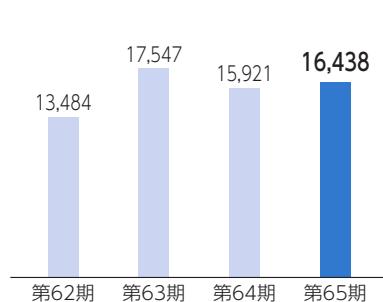
| 区 分                       | 第 62 期<br>(平成25年3月期) | 第 63 期<br>(平成26年3月期) | 第 64 期<br>(平成27年3月期) | 第 65 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年3月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 132,538              | 153,194              | 160,803              | 165,522                           |
| 営 業 利 益 (百万円)             | 13,484               | 17,547               | 15,921               | 16,438                            |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 14,658               | 18,998               | 17,234               | 16,116                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 9,151                | 12,346               | 11,142               | 10,516                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 208.31               | 281.03               | 126.83               | 120.12                            |
| 総 資 産 (百万円)               | 116,800              | 130,917              | 146,755              | 144,270                           |
| 純 資 産 (百万円)               | 76,256               | 88,512               | 99,304               | 97,671                            |
| 1株当たり純資産 (円)              | 1,734.73             | 2,013.45             | 1,129.57             | 1,140.25                          |
| 自己資本当期純利益率 (ROE) %        | 12.7                 | 15.0                 | 11.9                 | 10.7                              |

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。
- 第62期においては、国内・海外市場ともに好調に推移し、増収増益となりました。
  - 第63期においては、国内・海外市場ともに好調に推移し、増収増益となりました。
  - 第64期においては、国内・海外市場ともに好調に推移したものの、増収減益となりました。
  - 第65期については、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。
  - 当社は、平成27年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。当該株式分割については、前連結会計年度(第64期)の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しています。

売上高 (百万円)



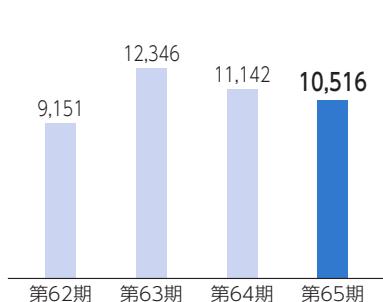
営業利益 (百万円)



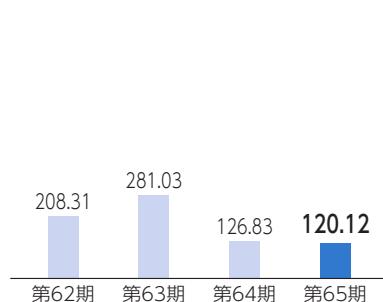
経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



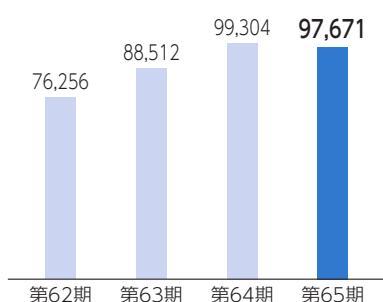
1株当たり当期純利益 (円)



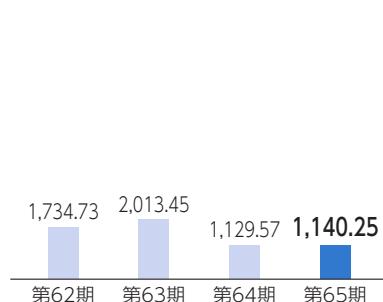
総資産 (百万円)



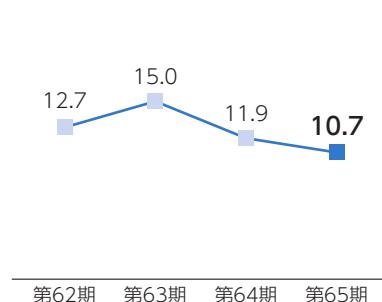
純資産 (百万円)



1株当たり純資産 (円)



自己資本当期純利益率(ROE) (%)



(注) 当社は、平成27年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。当該株式分割については、前連結会計年度(第64期)の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しています。

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金      | 当 社 の<br>議 決 権 比 率<br>% | 主 要 な 事 業 内 容                       |
|-----------------------|------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 日本光電北海道株式会社           | 90 百万円     | 100                     | 医 用 電 子 機 器 販 売                     |
| 日本光電東北株式会社            | 120 百万円    | 100                     | //                                  |
| 日本光電東関東株式会社           | 125 百万円    | 100                     | //                                  |
| 日本光電北関東株式会社           | 91 百万円     | 100                     | //                                  |
| 日本光電東京株式会社            | 149 百万円    | 100                     | //                                  |
| 日本光電南関東株式会社           | 97 百万円     | 100                     | //                                  |
| 日本光電中部株式会社            | 140 百万円    | 100                     | //                                  |
| 日本光電関西株式会社            | 202 百万円    | 100                     | //                                  |
| 日本光電中四国株式会社           | 175 百万円    | 100                     | //                                  |
| 日本光電四国株式会社            | 90 百万円     | 100                     | //                                  |
| 日本光電九州株式会社            | 80 百万円     | 100                     | //                                  |
| 日本光電アメリカ株式会社          | 4,741 千米ドル | 100                     | //                                  |
| 日本光電ヨーロッパ有限会社         | 2,500 千ユーロ | 100                     | //                                  |
| 日本光電インドア株式会社          | 87 百万ルピー   | 100                     | //                                  |
| 日本光電ブラジル有限会社          | 3 百万リアル    | 100                     | //                                  |
| 日本光電メキシコ株式会社          | 20 百万ペソ    | 100                     | //                                  |
| 日本光電シンガポール株式会社        | 1 百万Sドル    | 100                     | //                                  |
| 日本光電ミドルイースト株式会社       | 6 百万ディルハム  | 100                     | //                                  |
| 日本光電コリア株式会社           | 800 百万ウォン  | 100                     | //                                  |
| 日本光電ラテンアメリカ株式会社       | 400 百万ペソ   | 100                     | 医 用 電 子 機 器 販 売 促 進                 |
| 日本光電富岡株式会社            | 496 百万円    | 100                     | 医 用 電 子 機 器 の 製 造、当 社 製 品 の 保 管・運 送 |
| 株式会社ベネフィックス           | 20 百万円     | 100                     | 医 療 情 報 シ ス テ ム 製 品 製 造・販 売         |
| 株式会社日本バイオテスト研究所       | 10 百万円     | 100                     | 免 疫 化 学 製 品 開 発・製 造・販 売             |
| 上海光電医用電子儀器有限公司        | 6,669 千米ドル | 100                     | 医 用 電 子 機 器 の 開 発・製 造・販 売           |
| N K U S ラ ボ 株 式 会 社   | 500 千米ドル   | 100                     | 医 用 電 子 機 器 開 発                     |
| ニューロトロニクス株式会社         | 100 千米ドル   | 100                     | 医 用 電 子 機 器 用 ソ フ ト ウ ェ ア 開 発       |
| リサシテーションソリューション株式会社   | 48 百万米ドル   | 100                     | 関 係 会 社 の 出 資 持 分 の 取 得 お よ び 保 有   |
| デフィブテック LLC           | 3,072 千米ドル | (100)                   | 医 用 電 子 機 器 の 開 発・製 造・販 売           |
| 日本光電イノベーションセンタ株式会社    | 1,000 千米ドル | 100                     | 医 用 電 子 機 器 研 究 開 発                 |
| オレンジメッド株式会社           | 1,000 千米ドル | 100                     | //                                  |
| スパン日本光電ダイアグノスティクス株式会社 | 12 百万ルピー   | 100                     | 医 用 電 子 機 器 用 の 試 薬 製 造・販 売         |
| 株式会社イー・スタッフ           | 20 百万円     | 100                     | グ ル ー プ 総 務 関 連・派 遣 業 務             |

(注) 当社の議決権比率の( )書きは、間接所有の議決権比率を示しています。

## ② 企業結合の経過

オレンジメッド(株)、日本光電ドイツ(有)、日本光電メキシコ(株)および日本光電四国(株)を設立しています。また、合併会社スパン日本光電ダイアグノスティクス(株)を完全子会社化しました。

## ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は40社です。連結決算の概要は、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

## ④ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、医学と工学との境界技術を開発して、それに関連した高水準の医用電子機器およびシステムの製造・販売ならびに保守・修理等の事業活動を展開しています。

| 区 分           | 内 容                                                                                                         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生 体 計 測 機 器   | 脳波計、筋電図・誘発電位検査装置、心電計、心臓カテーテル検査装置、診断情報システム、関連の消耗品（記録紙、電極、カテーテルなど）、保守サービスなど                                   |
| 生 体 情 報 モ ニ タ | 心電図、呼吸、SpO <sub>2</sub> （動脈血酸素飽和度）、NIBP（非観血血圧）等の生体情報を連続的にモニタリングする生体情報モニタ、臨床情報システム、関連の消耗品（電極、センサなど）、保守サービスなど |
| 治 療 機 器       | 除細動器、AED（自動体外式除細動器）、心臓ペースメーカー、人工呼吸器、麻酔器、人工内耳、関連の消耗品（電極パッド、バッテリーなど）、保守サービスなど                                 |
| そ の 他         | 血球計数器、臨床化学分析装置、超音波診断装置、研究用機器、消耗品（試薬、衛生用品など）、設置工事・保守サービスなど                                                   |

## (8) 主要な営業所および工場

|    |       |                                                                                                                    |
|----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内 | 本社    | 東京都新宿区                                                                                                             |
|    | 事業所   | 西落合事業所（東京都新宿区）、東中野事業所（東京都中野区）、富岡事業所（群馬県富岡市）、藤岡事業所（群馬県藤岡市）、川本事業所（埼玉県深谷市）、鶴ヶ島事業所（埼玉県鶴ヶ島市）                            |
|    | 販売子会社 | 日本光電北海道(株)、日本光電東北(株)、日本光電東関東(株)、日本光電北関東(株)、日本光電東京(株)、日本光電南関東(株)、日本光電中部(株)、日本光電関西(株)、日本光電中四国(株)、日本光電四国(株)、日本光電九州(株) |
| 海外 | 米州    | 日本光電アメリカ(株)、日本光電メキシコ(株)、日本光電ラテンアメリカ(株)、日本光電ブラジル(有)、デフィブテック LLC                                                     |
|    | 欧州    | 日本光電ヨーロッパ(有)、日本光電ドイツ(有)、日本光電フランス(有)、日本光電イベリア(有)、日本光電イタリア(有)、日本光電UK(有)、日本光電フィレンツェ(有)                                |
|    | アジア州  | 上海光電医用電子儀器(有)、日本光電シンガポール(株)、NKSバンコク(株)、日本光電マレーシア(株)、日本光電インドネシア(株)、日本光電ミドルイースト(株)、日本光電コリア(株)、スパン日本光電ダイアグノスティクス(株)   |

## (9) 従業員の状況

| 区分   | 従業員数         | 前期末比増減 |
|------|--------------|--------|
| 国内会社 | 3,663[609] 名 | +55名   |
| 海外会社 | 1,113[ 38]   | +105   |
| 合計   | 4,776[647]   | +160   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向受入者を含む。）です。
2. 従業員数欄の【外書】は、臨時従業員（非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイマー）の平均雇用人員です。

## (10) 主要な借入先

| 借入先           | 借入金残高 |
|---------------|-------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 416   |
| 株式会社三井住友銀行    | 330   |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 189   |

百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 197,972,000株  
 (2) 発行済株式の総数 89,730,980株 (自己株式4,073,033株を含む)  
 (3) 株主数 7,426名 (前期末比1,992名増)  
 (4) 大株主の状況

| 株 主 名                                                                                     | 持 株 数     | 持株比率  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|
|                                                                                           | 株         | %     |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3                                                 | 9,459,240 | 11.04 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                                  | 5,899,500 | 6.88  |
| STATE STREET BANK AND TRUST,<br>BOSTON AS TRUSTEE FOR MAWER<br>INVESTMENT MANAGEMENT LTD. | 4,476,562 | 5.22  |
| 株式会社埼玉りそな銀行                                                                               | 4,193,750 | 4.89  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)                                                               | 2,704,400 | 3.15  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                                                                | 2,556,300 | 2.98  |
| ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティアー ジャスデック アカウント                                                    | 2,253,600 | 2.63  |
| 富士通株式会社                                                                                   | 1,857,758 | 2.16  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                                                             | 1,325,130 | 1.54  |
| 日本光電工業従業員持株会                                                                              | 1,251,192 | 1.46  |

(注) 当社は、自己株式4,073,033株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 株式分割  
 当社は、平成27年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。
- ② 自己株式の取得  
 当社は、平成27年6月1日開催の取締役会決議に基づき、平成27年6月2日に200,000株の自己株式を取得しました。  
 また、当社は平成28年3月10日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月11日に2,000,000株の自己株式を取得しました。

③ 自己株式の消却

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会決議に基づき、平成27年5月20日に1,800,000株の自己株式の消却を実施しました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位             | 氏 名   | 担当および重要な兼職の状況       |
|-----------------|-------|---------------------|
| 代表取締役<br>会長兼CEO | 鈴木文雄  | 経営統括                |
| 代表取締役<br>社長兼COO | 荻野博一  | 業務執行統括、マーケティング戦略部長  |
| 取締役専務執行役員       | 会田洋志  | 商品事業本部長             |
| 取締役常務執行役員       | 塚原義人  | ウェルケア事業推進部長         |
| 取締役常務執行役員       | 田村隆司  | 国内営業担当、カスタマーサービス本部長 |
| ※取締役常務執行役員      | 長谷川 正 | 経理・法務・人事担当          |
| ※取締役上席執行役員      | 柳原一照  | 技術戦略本部長             |
| ※取締役上席執行役員      | 広瀬文男  | 経営企画担当、呼吸器・麻酔器事業本部長 |
| 取 締 役           | 山内雅哉  | 弁護士                 |
| 取 締 役           | 小原 實  | 慶應義塾大学名誉教授          |
| 常 勤 監 査 役       | 黛 利 信 |                     |
| 常 勤 監 査 役       | 杉山雅己  |                     |
| 監 査 役           | 加藤 修  | 慶應義塾大学名誉教授、弁護士      |
| 監 査 役           | 河村雅博  | 公認会計士、税理士           |

- (注) 1. 取締役山内雅哉、取締役小原實の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。  
 2. 監査役加藤修、監査役河村雅博の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。  
 3. 監査役河村雅博氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 4. 上表※印の各氏は、平成27年6月25日開催の第64回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。  
 5. 当期中に退任した取締役は次のとおりです。  
 (平成27年6月25日退任)  
 代表取締役会長 荻野和郎 (任期満了による退任)  
 取締役専務執行役員 白田憲司 (任期満了による退任)  
 取締役専務執行役員 伊澤敏次 (任期満了による退任)  
 6. 当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

7. 当社は、執行役員制度を導入しています。取締役を兼務していない執行役員は、平成28年3月31日現在、次のとおりです。

| 地 位         | 氏 名     | 担 当              |
|-------------|---------|------------------|
| 上 席 執 行 役 員 | 田 中 栄 一 | 日本光電富岡(株)代表取締役社長 |
| 上 席 執 行 役 員 | 生 田 一 彦 | 経理部長             |
| 上 席 執 行 役 員 | 山 森 伸 二 | 荻野記念研究所長         |
| 執 行 役 員     | 平 田 茂   | 人事部長             |
| 執 行 役 員     | 平 岡 俊 彦 | ITソリューション事業本部長   |
| 執 行 役 員     | 吉 竹 康 博 | 海外事業本部長          |
| 執 行 役 員     | 上 松 芳 章 | 総務部長             |
| 執 行 役 員     | 真 柄 睦   | 医療機器事業本部長        |
| 執 行 役 員     | 森 永 修 平 | 生体モニタ事業本部長       |
| 執 行 役 員     | 下 田 和 臣 | 日本光電東京(株)代表取締役社長 |
| 執 行 役 員     | 仙 波 正 人 | 品質管理統括部長         |
| 執 行 役 員     | 瀬 尾 卓 史 | 経営企画室長           |
| 執 行 役 員     | 熊 倉 昌 彦 | 営業本部長            |
| 執 行 役 員     | 村 木 直 之 | 情報システム部長         |

## (2) 役員報酬等の額およびその算定方法に係る決定に関する方針

### ① 役員報酬等の額

| 区 分              | 支給人員         | 支給額                |
|------------------|--------------|--------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 13名<br>( 2名) | 297百万円<br>( 15百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>( 2名)  | 63百万円<br>( 15百万円)  |
| 合 計              | 17名          | 360百万円             |

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額 (平成19年6月定時株主総会決議) : 年額 400百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役使用人分は含まない)  
株主総会の決議による監査役報酬限度額 (平成19年6月定時株主総会決議) : 年額 80百万円以内
2. 上記の取締役に對する支給額には、使用人兼務取締役の使用人相当額37百万円は含めていません。
3. 役員退職慰労金制度廃止に伴い、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会において、退職慰労金を打ち切り支給すること、およびその支給時期は各役員の退任時とすることを決議しました。これにより取締役8名、監査役4名に對する打ち切り支給額を長期未払金に計上しました。  
当期中に退任した取締役に支給した退職慰労金は、次のとおりです。  
取締役 2名 146百万円  
当該退職慰労金は長期未払金の取り崩しによる支払いのため、上記支給額には含めていません。

## ② 役員報酬等の算定方法に係る決定に関する方針

当社は、業績や株主価値との連動性を高め、経営の透明性の向上と中長期的な成長性、収益性の向上を図ることを目的として役員報酬に関する方針を次のとおり定めています。

取締役の報酬については、月額報酬および賞与で構成しています。月額報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき支給することとしています。賞与は、当期の会社業績、貢献度等を勘案し支給することとしています。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定割合を自社株式の購入に充て、在任期間中保有することとしています。

監査役の報酬については、監査役の協議にて決定しており、月額報酬および賞与で構成しています。

上記の月額報酬および賞与の総額は、年額の取締役報酬限度額および監査役報酬限度額の範囲内で支給することとしています。

## (3) 社外役員に関する事項

当社は、経営の透明性・健全性を高めるため、独立性を有する社外役員を選任しています。社外役員を選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たすことを条件とし、様々な分野に関する専門的知識・経験等を有し、客観的・中立的な助言および経営の監督が期待できる人材を選任しています。

### ① 取締役 山内雅哉

#### (a) 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

#### (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### (c) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会25回のうち24回に出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。

**② 取締役 小原 實**

- (a) 重要な兼職先と当社の関係  
該当事項はありません。
- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会25回全てに出席し、大学教授としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。

**③ 監査役 加藤 修**

- (a) 重要な兼職先と当社の関係  
該当事項はありません。
- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会25回全てに出席、監査役会30回のうち29回に出席し、大学教授および弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。

**④ 監査役 河村雅博**

- (a) 重要な兼職先と当社の関係  
該当事項はありません。
- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会25回全てに出席、監査役会30回全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支払額   |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 33百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 33百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積の算出根拠及び過年度の職務遂行状況等を検討した結果、会計監査人の報酬等に関する会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
3. 当社の重要な子会社のうち一部の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することとします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

公正で適切な企業活動を推進するため、当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」およびコンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」を、啓蒙・研修を通じて当社グループの取締役および使用人に周知徹底します。

コンプライアンス委員会および各部門・各子会社のコンプライアンス推進者は、コンプライアンスの確実な実践を推進します。

コンプライアンスに係る相談・報告を受け付ける社内通報システムを運営し、不正等の早期発見と是正に努めます。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、会議付議・決裁手続き基準に従い、その保存媒体に依りて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存および管理します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務の健全かつ円滑な運営の確保に資するため、リスク管理規定に従い、当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に管理する体制を構築し、実効性の高い運用を行います。

グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについては、リスク毎に定めるリスク管理部門が対応します。

大規模自然災害等緊急の事態が発生した場合は、事業継続計画書等の社内規定に従い対応します。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

全取締役・全執行役員で構成する経営会議を原則月3回開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めます。

執行役員制度により、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離し、それぞれの機能強化を図ります。

社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。

#### ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、社内規定に従い、所管担当部門が適切に各子会社を管理し、子会社の経営成績その他の重要な情報について定期的に報告を受けるとともに、子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要する体制とします。

当社内部監査部門が当社および子会社の内部監査を実施します。

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく財務報告

に係る内部統制のシステムを構築し、継続的にその評価・改善を行います。

⑥ **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役会事務局は、監査役会の求めまたは指示により、監査役職務の遂行を補助しません。

監査役会事務局所属員の人事異動については、監査役会の同意を得ます。

監査役会事務局は、監査役から指示を受けた職務について、取締役の指揮命令を受けません。

⑦ **当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制**

当社グループの取締役および使用人は、監査役会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務執行に関し重要な法令・定款違反および不正行為の事実ならびに内部監査の結果を、遅滞なく報告します。

前記に関わらず、監査役は、必要に応じて当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができます。

監査役に報告を行った者は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役職務執行状況を把握します。

⑧ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役および監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換します。

監査役は、当社および子会社の監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、緊密に連携します。

監査役職務を執行する上で必要な費用については、監査役監査基準に従い、監査役が償還等を請求した時には速やかに処理を行います。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

① **コンプライアンスについて**

グループの役員・社員等にコンプライアンス手帳を配布、職場勉強会を実施するなど、

「日本光電行動憲章」「日本光電倫理行動規定」を周知徹底し、コンプライアンスの実践に努めています。第65期においてコンプライアンス委員会は4回開催され、役職員に対する教育研修の実施状況やコンプライアンスに係る相談・報告の運用状況を確認しました。

## ② リスク管理体制について

「リスク管理規定」に基づき、グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについてはリスク毎に定める専門委員会、専門部署が対応しています。第65期において品質管理委員会など各委員会は定期的に開催され、有効性の評価・報告を行うとともに、グループ全体のリスク管理態勢の推進状況を経営会議に報告しました。

大規模自然災害等緊急の事態が発生した時においても、従業員とその家族の安全を確保しつつ、医療機器メーカとして円滑な供給を継続できるよう体制を整備しています。第65期において、有事の際に全従業員が災害時初動対応マニュアルや事業継続計画書に従った適切な行動を取れるよう、避難訓練や安否確認訓練を実施しました。

## ③ 取締役の職務の執行について

「取締役会規定」「会議付議・決裁手続き基準」等に基づき、第65期において取締役会は25回開催され、取締役10名、監査役4名が出席し、法令で定められた事項および当社グループ全体の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行いました。また、取締役・執行役員で構成される経営会議は32回開催され、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めました。社外取締役2名および社外監査役2名は経営会議にも出席し、客観的・中立的な立場から適宜必要な意見を述べ、経営の監視を行いました。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務していない執行役員は14名で、業務執行機能の役割を明確にし、機能強化を図っています。また、社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保しています。

## ④ グループ管理体制について

「グループ会社管理規定」に基づき、所管担当部門が適切に各子会社を管理し、子会社の経営成績その他の重要な情報について定期的に報告を受けるとともに、子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要する体制としています。

第65期において内部監査部門は、当社および子会社におけるコンプライアンスの状況や業務の適正性、効率性等について内部監査を実施し、その結果を都度社長に報告するとともに監査役に報告しました。また、四半期ごとに経営会議にて、内部監査結果や改善事項

の進捗状況を取締役、監査役、執行役員に報告しました。

財務報告に係る内部統制については決算時に最終評価を行い、有効であることを確認しました。第65期において階層別社員研修時に内部統制への理解度を深めるための教育研修を実施しました。

#### ⑤ 監査役監査について

監査役は、監査役会が策定した監査計画に従って、業務執行状況や財産状況の調査をはじめ、取締役の職務執行を監査しています。取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、当社グループ各社の取締役および使用人等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けています。第65期において代表取締役との会合を2回、会計監査人との会合を15回、内部監査部門との会合を12回実施し、より広範囲な情報共有・意見交換に努めました。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えており、大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明らかな侵害をもたらすもの、株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様ごに十分な情報や検討時間を与えないもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

#### ② 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に社員の豊かな生活を創造する」という経営理念のもと、これに適った事業活動を永続的

に展開していくことで、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指しています。

当社は、平成22年に10年後のあるべき姿として長期ビジョン「The CHANGE 2020 -The Global Leader of Medical Solutions-」を策定し、目指すべき将来像として(i)世界初の革新的技術の確立、(ii)世界最高品質の確立、(iii)グローバルシェアNo.1の獲得、を掲げています。また、平成32年3月期の数値目標として、売上高2,000億円以上、営業利益250億円以上、海外売上高比率35%以上を目指しています。

現在、長期ビジョンの実現に向けて、4カ年中期経営計画「Strong Growth 2017」を推進中であり、政府が描く平成37年の将来像に向けた医療・介護機能再編下での国内事業の持続的成長、今後も市場拡大が見込まれる海外での飛躍的成長を目指し、(i)世界トップクオリティの追求、(ii)技術開発力の強化、(iii)地域別事業展開の強化、(iv)コア事業のさらなる成長、(v)新規事業の創造、(vi)企業体質の強化、という6つの重要課題に積極的に取り組むとともに、成長を確実にするための基盤固めを行っています。

コーポレートガバナンスについては、経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担う体制としているほか、独立性の高い社外取締役2名を選任し、取締役会における経営監督機能の強化を図っています。

また、監督機能の強化、経営の健全性・透明性の向上、経営の意思決定の迅速化を図るため、本総会における第2号議案での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。併せて、経営の透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置する予定です。

今後も、医療現場に根ざした技術開発でヘルスケアの課題に挑戦し、お客様に安全と安心をご提供し続けることで、社会に貢献するとともに企業価値・株主共同の利益の向上に努める所存です。

### ③ 不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社は、平成25年5月8日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新の件」（以下「本基本ルール」といいます。）を決議し、平成25年6月26日開催の第62回定時株主総会に議案として上程し、承認いただきました。本基本ルールの概要は以下のとおりです。

本基本ルールは、当社株式の大量買付行為が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示したり、大量買付者との交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

本基本ルールでは、当社株式の20%以上を取得しようとする大量買付者に対し、大量

買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供および本基本ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求めます。その後、当社社外取締役、当社社外監査役、社外有識者から構成される独立委員会が、大量買付提案の内容や当社取締役会の代替案について検討し、大量買付行為に対する対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します。なお、独立委員会は、本基本ルールに定める所定の場合、あらかじめ当該対抗措置の発動に関して株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の承認を得るべき旨を勧告することがあります。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、大量買付者が本基本ルールを遵守しなかった場合、または当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合など本基本ルールに定める要件に該当すると判断した場合は、その決議により、対抗措置を発動して新株予約権を発行する場合があります（株主意思確認総会を開催する場合には、株主意思確認総会の決議に従います。）。また、大量買付行為に応じられるかどうか株主の皆様適切にご判断いただくため、買付提案の内容や当社取締役会の意見、独立委員会の意見書の内容、対抗措置の発動等について、適時・適切に情報開示を行います。本基本ルールの有効期間は、本総会終結の時までです。

なお、本基本ルールの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成25年5月8日付「当社株式の大量買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(<http://www.nihonkohden.co.jp/news/pdf/13050802.pdf>)

#### ④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(3)②に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための具体的方策として推進しており、当社の基本方針に沿うものです。

また、本基本ルールは、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を目的として導入しており、当社の基本方針に沿うものです。本基本ルールでは、取締役会の恣意的判断を排除するため、合理的な客観的発動条件を設定し、客観的発動条件に該当しない場合には、たとえ当社取締役会が大量買付行為に反対であったとしても、対抗措置の発動は行わないこととしています。また、独立委員会を設置し、対抗措置発動の際にはその意見を最大限尊重すると定めており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。さらに、株主総会での承認を導入の条件としていること、有効期間を3年と定めた上、有効期間内でも株主総会または取締役会の決議により廃止できるとされていること、取締役の任期を1年とすることなどにより、株主の皆様意向が反映されるものとなっています。

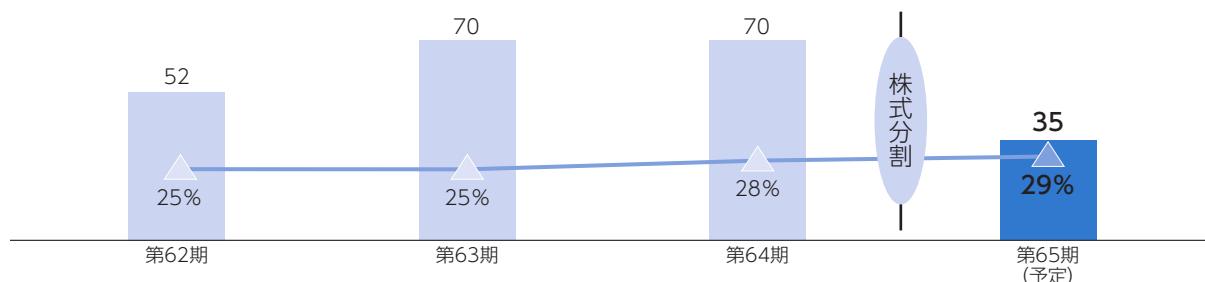
(注) なお、不適切な支配の防止のための取り組みにつきましては、本総会に第8号議案「当社株式の大量買付行為に対する対応方針の更新の件」として新たに改訂案をお諮りしています。(議案の詳細は、「株主総会参考書類」23頁から39頁をご参照ください。)

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと位置づけています。利益の配分につきましては、研究開発や設備投資、M&A、人材育成など将来の企業成長に必要な内部留保の確保に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としています。株主還元方針については、配当を重視し、連結配当性向30%以上を目標としています。また、自己株式の取得については、今後の事業展開、投資計画、内部留保の水準、株価の推移等を総合的に考慮し、機動的に検討することを基本方針としています。

#### 1 株当たり配当金 (円)

#### 連結配当性向の推移 (%)



注) 平成27年4月1日を効力発生日として株式1株につき2株の株式分割を実施しました。  
平成27年3月期(第64期)までの数値は、株式分割前の実際の配当金の額を記載しています。

本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。  
ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しています。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 第65期<br>(平成28年3月31日現在) | 第64期 (ご参考)<br>(平成27年3月31日現在) | 科 目              | 第65期<br>(平成28年3月31日現在) | 第64期 (ご参考)<br>(平成27年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------------|------------------|------------------------|------------------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                        |                              | <b>(負債の部)</b>    |                        |                              |
| <b>流動資産</b>     | <b>112,929</b>         | <b>118,389</b>               | <b>流動負債</b>      | <b>42,901</b>          | <b>45,654</b>                |
| 現金及び預金          | 16,422                 | 13,233                       | 支払手形及び買掛金        | 29,726                 | 30,816                       |
| 受取手形及び売掛金       | 59,338                 | 58,834                       | 短期借入金            | 1,174                  | 1,116                        |
| 有価証券            | 11,000                 | 21,000                       | 未払金              | 2,348                  | 3,682                        |
| 商品及び製品          | 14,519                 | 14,421                       | リース債務            | 16                     | 16                           |
| 仕掛品             | 1,399                  | 1,366                        | 未払法人税等           | 2,030                  | 2,350                        |
| 原材料及び貯蔵品        | 3,758                  | 3,482                        | 未払費用             | 2,783                  | 2,802                        |
| 繰延税金資産          | 4,589                  | 4,525                        | 賞与引当金            | 2,860                  | 2,889                        |
| その他             | 2,117                  | 1,729                        | 製品保証引当金          | 299                    | 325                          |
| 貸倒引当金           | △213                   | △203                         | その他              | 1,661                  | 1,653                        |
| <b>固定資産</b>     | <b>31,340</b>          | <b>28,366</b>                | <b>固定負債</b>      | <b>3,697</b>           | <b>1,797</b>                 |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,695</b>          | <b>12,211</b>                | 長期未払金            | 24                     | 170                          |
| 建物及び構築物         | 4,078                  | 4,216                        | リース債務            | 29                     | 30                           |
| 機械装置及び運搬具       | 783                    | 554                          | 繰延税金負債           | 68                     | 579                          |
| 工具器具及び備品        | 3,046                  | 3,057                        | 退職給付に係る負債        | 3,164                  | 619                          |
| 土地              | 3,581                  | 3,547                        | その他              | 410                    | 398                          |
| 建設仮勘定           | 4,161                  | 786                          |                  |                        |                              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,192</b>           | <b>6,784</b>                 | <b>負債合計</b>      | <b>46,599</b>          | <b>47,451</b>                |
| ソフトウェア          | 1,718                  | 1,953                        | <b>(純資産の部)</b>   |                        |                              |
| のれん             | 2,392                  | 2,558                        | <b>株主資本</b>      | <b>94,321</b>          | <b>93,338</b>                |
| その他             | 2,081                  | 2,272                        | 資本金              | 7,544                  | 7,544                        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,453</b>           | <b>9,370</b>                 | 資本剰余金            | 10,414                 | 10,487                       |
| 投資有価証券          | 6,149                  | 6,685                        | 利益剰余金            | 83,833                 | 77,335                       |
| 繰延税金資産          | 1,594                  | 1,299                        | 自己株式             | △7,472                 | △2,029                       |
| その他             | 1,888                  | 1,570                        | その他の包括利益累計額      | 3,350                  | 5,905                        |
| 貸倒引当金           | △179                   | △185                         | その他有価証券評価差額金     | 2,036                  | 2,327                        |
|                 |                        |                              | 退職給付に係る調整累計額     | △1,245                 | 509                          |
|                 |                        |                              | 非支配株主持分          | —                      | 60                           |
|                 |                        |                              |                  |                        |                              |
|                 |                        |                              | <b>純資産合計</b>     | <b>97,671</b>          | <b>99,304</b>                |
| <b>資産合計</b>     | <b>144,270</b>         | <b>146,755</b>               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>144,270</b>         | <b>146,755</b>               |

## 連結損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目             | 第65期<br>(平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで) | 第64期（ご参考）<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) |
|-----------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|
| 売上高             | 165,522                               | 160,803                                    |
| 売上原価            | 84,811                                | 82,908                                     |
| 売上総利益           | 80,711                                | 77,894                                     |
| 販売費及び一般管理費      | 64,272                                | 61,973                                     |
| 営業利益            | 16,438                                | 15,921                                     |
| 営業外収益           | 748                                   | 1,512                                      |
| 受取利息及び配当金       | 138                                   | 145                                        |
| 為替差益            | —                                     | 818                                        |
| 助成金収入           | 288                                   | 176                                        |
| その他             | 322                                   | 371                                        |
| 営業外費用           | 1,070                                 | 198                                        |
| 支払利息            | 58                                    | 46                                         |
| 為替差損            | 911                                   | —                                          |
| 投資有価証券評価損       | 23                                    | 35                                         |
| その他             | 77                                    | 116                                        |
| 経常利益            | 16,116                                | 17,234                                     |
| 特別利益            | 5                                     | 201                                        |
| 固定資産売却益         | 5                                     | 10                                         |
| 事業譲渡益           | —                                     | 190                                        |
| 特別損失            | 182                                   | 10                                         |
| 固定資産売却損         | 17                                    | 0                                          |
| 固定資産除却損         | 35                                    | 10                                         |
| 投資有価証券評価損       | 1                                     | —                                          |
| 工場移転費用          | 128                                   | —                                          |
| 税金等調整前当期純利益     | 15,939                                | 17,425                                     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 5,301                                 | 5,942                                      |
| 法人税等調整額         | 91                                    | 335                                        |
| 当期純利益           | 10,545                                | 11,148                                     |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 28                                    | 5                                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 10,516                                | 11,142                                     |

## 連結株主資本等変動計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                         | 株 主 資 本 |        |        |        |        |
|-------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高               | 7,544   | 10,487 | 77,335 | △2,029 | 93,338 |
| 当 期 変 動 額               |         |        |        |        |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |        | △3,027 |        | △3,027 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |         |        | 10,516 |        | 10,516 |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |        |        | △6,438 | △6,438 |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         | △5     | △991   | 996    | 0      |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動    |         | △67    |        |        | △67    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |        |        |        |        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | △72    | 6,498  | △5,442 | 983    |
| 当 期 末 残 高               | 7,544   | 10,414 | 83,833 | △7,472 | 94,321 |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額  |              |                      |                          | 非 支 持 配 分<br>株 主 持 分 | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------------|--------------|----------------------|--------------------------|----------------------|--------|
|                         | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 | そ の 他 の<br>包括利益<br>累計額合計 |                      |        |
| 当 期 首 残 高               | 2,327                  | 3,068        | 509                  | 5,905                    | 60                   | 99,304 |
| 当 期 変 動 額               |                        |              |                      |                          |                      |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |                        |              |                      |                          |                      | △3,027 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                        |              |                      |                          |                      | 10,516 |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                        |              |                      |                          |                      | △6,438 |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                        |              |                      |                          |                      | 0      |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動    |                        |              |                      |                          |                      | △67    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △290                   | △509         | △1,754               | △2,555                   | △60                  | △2,615 |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △290                   | △509         | △1,754               | △2,555                   | △60                  | △1,632 |
| 当 期 末 残 高               | 2,036                  | 2,559        | △1,245               | 3,350                    | —                    | 97,671 |

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 第65期<br>(平成28年3月31日現在) | 第64期 (ご参考)<br>(平成27年3月31日現在) | 科 目              | 第65期<br>(平成28年3月31日現在) | 第64期 (ご参考)<br>(平成27年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------------|------------------|------------------------|------------------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                        |                              | <b>(負債の部)</b>    |                        |                              |
| <b>流動資産</b>     | <b>90,627</b>          | <b>93,387</b>                | <b>流動負債</b>      | <b>36,559</b>          | <b>38,553</b>                |
| 現金及び預金          | 7,040                  | 4,209                        | 買掛金              | 21,221                 | 21,211                       |
| 受取手形            | 182                    | 118                          | 短期借入金            | 300                    | 300                          |
| 売掛金             | 44,467                 | 41,503                       | 未払金              | 1,598                  | 2,238                        |
| 有価証券            | 11,000                 | 21,000                       | 未払法人税等           | 792                    | 1,565                        |
| 商品及び製品          | 7,745                  | 7,752                        | 未払費用             | 1,216                  | 1,338                        |
| 仕掛品             | 443                    | 458                          | 前受金              | 149                    | 134                          |
| 原材料及び貯蔵品        | 682                    | 478                          | 預り金              | 9,576                  | 10,082                       |
| 繰延税金資産          | 2,073                  | 2,022                        | 賞与引当金            | 1,498                  | 1,443                        |
| 関係会社短期貸付金       | 8,054                  | 5,959                        | 製品保証引当金          | 193                    | 235                          |
| 未収入金            | 8,083                  | 9,328                        | その他              | 12                     | 3                            |
| その他             | 879                    | 572                          | <b>固定負債</b>      | <b>881</b>             | <b>1,012</b>                 |
| 貸倒引当金           | △26                    | △15                          | 長期未払金            | 24                     | 170                          |
| <b>固定資産</b>     | <b>29,315</b>          | <b>26,683</b>                | 退職給付引当金          | 794                    | 778                          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10,234</b>          | <b>6,960</b>                 | 資産除去債務           | 58                     | 57                           |
| 建物              | 1,589                  | 1,683                        | その他              | 3                      | 6                            |
| 構築物             | 30                     | 37                           | <b>負債合計</b>      | <b>37,440</b>          | <b>39,565</b>                |
| 機械及び装置          | 143                    | 126                          | <b>(純資産の部)</b>   |                        |                              |
| 車両運搬具           | 0                      | 1                            | <b>株主資本</b>      | <b>80,467</b>          | <b>78,183</b>                |
| 工具器具及び備品        | 1,961                  | 2,037                        | 資本金              | 7,544                  | 7,544                        |
| 土地              | 2,440                  | 2,407                        | 資本剰余金            | 10,482                 | 10,487                       |
| リース資産           | 5                      | 8                            | 資本準備金            | 10,482                 | 10,482                       |
| 建設仮勘定           | 4,061                  | 658                          | その他資本剰余金         | 0                      | 5                            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,768</b>           | <b>2,033</b>                 | <b>利益剰余金</b>     | <b>69,912</b>          | <b>62,180</b>                |
| ソフトウェア          | 1,606                  | 1,853                        | 利益準備金            | 1,149                  | 1,149                        |
| 電話加入権・施設利用権     | 21                     | 21                           | その他利益剰余金         | 68,763                 | 61,031                       |
| その他             | 141                    | 158                          | 別途積立金            | 58,460                 | 52,460                       |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>17,312</b>          | <b>17,689</b>                | 繰越利益剰余金          | 10,303                 | 8,571                        |
| 投資有価証券          | 6,144                  | 6,677                        | <b>自己株式</b>      | <b>△7,472</b>          | <b>△2,029</b>                |
| 関係会社株式          | 7,507                  | 6,999                        | 評価・換算差額等         | 2,034                  | 2,322                        |
| 関係会社出資金         | 2,365                  | 2,532                        | その他有価証券評価差額金     | 2,034                  | 2,322                        |
| 長期貸付金           | 3                      | 706                          |                  |                        |                              |
| 繰延税金資産          | 397                    | 185                          |                  |                        |                              |
| その他             | 946                    | 640                          |                  |                        |                              |
| 貸倒引当金           | △51                    | △51                          |                  |                        |                              |
| <b>資産合計</b>     | <b>119,942</b>         | <b>120,071</b>               | <b>純資産合計</b>     | <b>82,502</b>          | <b>80,505</b>                |
|                 |                        |                              | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>119,942</b>         | <b>120,071</b>               |

## 損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目          | 第65期<br>(平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで) | 第64期（ご参考）<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|
| 売上高          | 103,344                               | 99,615                                     |
| 売上原価         | 59,900                                | 55,959                                     |
| 売上総利益        | 43,443                                | 43,655                                     |
| 販売費及び一般管理費   | 33,521                                | 33,846                                     |
| 営業利益         | 9,921                                 | 9,809                                      |
| 営業外収益        | 5,895                                 | 3,198                                      |
| 受取利息及び配当金    | 5,380                                 | 1,869                                      |
| 為替差益         | —                                     | 789                                        |
| その他の         | 515                                   | 539                                        |
| 営業外費用        | 976                                   | 108                                        |
| 支払利息         | 33                                    | 42                                         |
| 為替差損         | 894                                   | —                                          |
| 投資有価証券評価損    | 23                                    | 35                                         |
| その他の         | 25                                    | 29                                         |
| 経常利益         | 14,841                                | 12,900                                     |
| 特別利益         | 47                                    | 198                                        |
| 固定資産売却益      | 0                                     | 8                                          |
| 関係会社出資金売却益   | 47                                    | —                                          |
| 事業譲渡益        | —                                     | 190                                        |
| 特別損失         | 33                                    | 6                                          |
| 固定資産除却損      | 32                                    | 6                                          |
| 固定資産売却損      | —                                     | 0                                          |
| 投資有価証券評価損    | 1                                     | —                                          |
| 税引前当期純利益     | 14,855                                | 13,092                                     |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,155                                 | 3,991                                      |
| 法人税等調整額      | △51                                   | 132                                        |
| 当期純利益        | 11,751                                | 8,967                                      |

## 株主資本等変動計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                         | 株 主 資 本 |           |          |         |           |          |         |         |        | 自己株式   | 株主資本計 |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|-----------|----------|---------|---------|--------|--------|-------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |          |         | 利 益 剰 余 金 |          |         | 利益剰余金合計 |        |        |       |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 | 繰越利益剰余金 |         |        |        |       |
|                         |         |           |          |         |           | 別途積立金    |         |         |        |        |       |
| 当 期 首 残 高               | 7,544   | 10,482    | 5        | 10,487  | 1,149     | 52,460   | 8,571   | 62,180  | △2,029 | 78,183 |       |
| 当 期 変 動 額               |         |           |          |         |           |          |         |         |        |        |       |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |          |         |           |          | △3,027  | △3,027  |        | △3,027 |       |
| 当 期 純 利 益               |         |           |          |         |           |          | 11,751  | 11,751  |        | 11,751 |       |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         |         |           |          |         |           | 6,000    | △6,000  | —       |        | —      |       |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |          |         |           |          |         |         | △6,438 | △6,438 |       |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         |           | △5       | △5      |           |          | △991    | △991    | 996    | 0      |       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |          |         |           |          |         |         |        |        |       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | △5       | △5      | —         | 6,000    | 1,732   | 7,732   | △5,442 | 2,284  |       |
| 当 期 末 残 高               | 7,544   | 10,482    | 0        | 10,482  | 1,149     | 58,460   | 10,303  | 69,912  | △7,472 | 80,467 |       |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 2,322            | 2,322          | 80,505    |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                | △3,027    |
| 当 期 純 利 益               |                  |                | 11,751    |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         |                  |                | —         |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                | △6,438    |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                  |                | 0         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △288             | △288           | △288      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △288             | △288           | 1,996     |
| 当 期 末 残 高               | 2,034            | 2,034          | 82,502    |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日本光電工業株式会社  
取締役会 御中

## 東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中野 敦 夫 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 裕 子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本光電工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日本光電工業株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 中野敦夫 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木裕子 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 三 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - 四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。  
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

日本光電工業株式会社 監査役会

常勤監査役 黛 利 信 ㊟

常勤監査役 杉 山 雅 己 ㊟

社外監査役 加 藤 修 ㊟

社外監査役 河 村 雅 博 ㊟

以 上







# 株主総会会場 ご案内図

会場 東京都新宿区西落合1丁目31番4号  
日本光電工業株式会社 1号館 4階ホール  
電話(03) 5996-8000(代表)



交通 都営大江戸線「落合南長崎駅」 A1出口 より徒歩約8分  
西武新宿線「新井薬師前駅」 南口 より徒歩約15分

※駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

